

第10回兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会

議 事 次 第

平成29年1月23日（月）午後1時30分～  
兵庫県後期高齢者医療広域連合会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

- ① 社会保障・税番号制度における情報連携の開始に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検
- ② 神戸市における介護予防効果検証事業に関するレセプトデータの利用について

3 閉 会

第10回 兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 資料  
(審議事項)

平成29年1月23日

社会保障・税番号制度における情報連携の開始に向けた特定個人情報  
保護評価の第三者点検

## 兵庫県後期高齢者医療広域連合特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案） に対するパブリックコメント（意見公募）の結果について

### 1 意見公募の概要

平成29年7月の社会保障・税番号制度における情報連携開始に伴い、特定個人情報ファイルを取り扱う「後期高齢者医療制度関係事務」について、一部修正した個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）を作成しました。

この修正については、住民の意見を十分に考慮することが求められていることから、兵庫県後期高齢者医療広域連合特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）について、パブリックコメント（意見公募）を実施したものです。

### 2 意見公募期間

平成28年12月16日（金）から平成29年1月13日（金）まで

### 3 公表資料

兵庫県後期高齢者医療広域連合特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）

### 4 資料の閲覧及び配布場所

- (1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局
- (2) 兵庫県内市（区）町の後期高齢者医療担当課窓口
- (3) 兵庫県後期高齢者医療広域連合ホームページ

### 5 意見の受付方法

書面により受付（郵送、ファクシミリ、電子メール、持参、いずれでも受付）

### 6 提出された意見

0件（意見なし）

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合特定個人情報保護評価書（全項目評価書） 修正の概要について

## 1 特定個人情報保護評価の概要

兵庫県後期高齢者医療広域連合では、社会保障・税番号制度の開始にあたり、平成27年7月に特定個人情報保護評価を実施しましたが、平成29年7月の社会保障・税番号制度における情報連携開始に伴い、特定個人情報ファイルの取り扱いに重要な変更を加えることから、特定個人情報保護評価を再実施（特定個人情報保護評価書を一部修正）するものです。

## 2 評価書の構成

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- IV その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続

## 3 評価書の記載概要及び主な修正内容

### I 基本情報

後期高齢者医療制度の概要、特定個人情報を取扱う事務、その事務で使用するシステム、特定個人情報ファイルを取扱う理由及び法令上の根拠等について記載

(主な修正内容)

- (1) 特定個人情報を取扱う事務として、次の事務を追加
  - ア 「4.加入者情報の作成」【P. 4、P. 15 の図】
  - イ 「5.副本作成」【P. 4、P. 16 の図】
  - ウ 「6.情報照会」【P. 4、P. 17 の図】
  - エ 「7.地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」【P. 4、P. 18 の図】
- (2) 特定個人情報を取扱う「システム1 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」に、次の事務内容を追加【P. 6】
  - ア 「4.加入者情報管理業務」
  - イ 「5.副本管理業務」
  - ウ 「6.情報照会業務」
- (3) 特定個人情報を取扱うシステムに、次のシステムを追加【P. 7】
  - ア 「システム2 中間サーバー」
- (4) 情報連携開始に伴う特定個人情報ファイルを取扱う理由、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠等を追加【P. 8】

## II 特定個人情報ファイルの概要

取扱う特定個人情報ファイルの基本情報、入手、使用、提供、移転、保管、消去及び取扱い事務の委託等について記載

(主な修正内容)

- (1) 後期高齢者医療関連情報ファイル【P. 19】の具体的な記録項目、(別添2)【P. 35～37】に「情報連携関連情報」、「情報提供等記録項目」、「本人確認項目」等を追加
- (2) 特定個人情報の入手・使用について、「地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手・使用」及び「情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手・使用」に関する事項を追加【P. 20～23】
- (3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、次の事務を追加
  - ア 「委託事項5 療養費支給申請書検索システムデータ作成業務」【P. 28】
  - イ 「委託事項6 中間サーバーにおける資格履歴管理事務」【P. 29】
  - ウ 「委託事項7 中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」【P. 30】
  - エ 「委託事項8 中間サーバーにおける本人確認事務」【P. 31】
- (4) 特定個人情報の提供先に、次の事項を追加【P. 32】
  - ア 「提供先1 番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者」  
(情報提供先等は、別紙1「特定個人情報の提供先一覧」【P. 59】に記載)
- (5) 特定個人情報の保管・消去に関し、次のとおり項目追加・変更【P. 34】
  - ア 中間サーバー設置場所における措置を追加
  - イ 保管期間を設定
  - ウ 消去方法に係る措置を追加

## III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

取扱う特定個人情報の入手や使用、提供、移転、保管、消去及び取扱い事務の委託等に伴うリスクやその対策等について記載

(主な修正内容)

- (1) 情報提供ネットワークシステムとの接続以外での特定個人情報の入手や使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関するリスクについて、取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置、中間サーバーにおける措置及び取りまとめ機関で行う業務委託における措置を追加【P. 38～47】
- (2) 情報提供ネットワークシステムとの接続開始に伴い取扱う特定個人情報の入手や提供に関するリスクについて、広域連合の標準システムにおける措置及び取りまとめ機関に設置する中間サーバーにおける措置を追加【P. 48～52】
- (3) 特定個人情報の保管・消去に関するリスクについて、取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置、中間サーバーにおける措置、運用上のルールによる措置及び特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応を追加【P. 53～55】

#### IV その他のリスク対策

取扱う事務全般の監査や職員に対する教育・啓発について記載について記載  
(主な修正内容)

- (1) その他のリスク対策として、取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置(定期的な監査や研修)を追加【P. 56】

V 開示請求・問合せ、VI 評価実施手続は、修正なし

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

(案)

## 評価書番号 評価書名

2

後期高齢者医療制度関係事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

兵庫県後期高齢者医療広域連合

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成 年 月 日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1)事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3)変更箇所



# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の内容 ※	<p>&lt;制度内容&gt; 後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共同連帯の理念等に基づき、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 後期高齢者医療制度では、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が設置され、運営主体となる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。 対象となる被保険者は、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者と、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、後期高齢者医療広域連合から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）で定める程度の障害の状態にある旨の認定を受けた者であり、75歳以上になると国民健康保険等の医療保険制度から全員が移行して独立した医療制度に組み入れられることとなっている。 後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険等と同様の給付が行われる。また、「被扶養者」の規定は無く、加入者全員が「被保険者」となるため、健康保険に定める家族療養費は存在しない。 後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費（内訳は国：都道府県：市区町村＝4：1：1）で、約4割を各医療保険の加入者で負担し（後期高齢者交付金）、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。</p> <p><u>また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）または国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。</u></p> <p>&lt;事務内容&gt;（※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照） 後期高齢者医療制度では、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「兵庫県広域連合」という。）と市町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、 ・兵庫県広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市町：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <p>1. 資格管理業務 ・被保険者証等の即時交付申請 住民から個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、兵庫県広域連合において即時に審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する（※1）。</p> <p>・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市町村から兵庫県広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、兵庫県広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する（※1）。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。</p> <p><u>（※1）他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。</u></p>

2. 賦課・収納業務
- ・保険料賦課  
市町から兵庫県広域連合に所得情報等を送付し、兵庫県広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。(※2)。
  - ・保険料収納管理  
兵庫県広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。
- (※2) 保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。
3. 給付業務
- ・療養費の支給、高額療養費の支給  
市町において住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）において療養費支給等の判定処理を行い、兵庫県広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。
- (※3) 給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。
4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)
- ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、兵庫県広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、兵庫県広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。
  - ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、兵庫県広域連合において管理する。
- (※4) 資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。
5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
- ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。
6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
- ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。
  - ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、兵庫県広域連合において管理する。
- (※5) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。
7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
- ・市町から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。

③対象人数

1000人未満

1000人以上1万人未満

1万人以上10万人未満

10万人以上30万人未満

30万人以上

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	<p>後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）          ※標準システムは、兵庫県広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端末で構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格管理業務          (1) 被保険者証の即時交付申請          市町の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、兵庫県広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市町の窓口端末へ配信する。          市町の窓口端末では配信された決定情報を基に被保険者証等を発行する。          (2) 住民基本台帳等の取得          市町が市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能または自動データ連携機能を用いて、住民基本台帳等登録事項に関する情報を兵庫県広域連合の標準システムへ送信し、兵庫県広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。          (3) 被保険者資格の異動          (2)により市町の窓口端末または後期高齢者医療市町システム（以下「市町システム」という。）から兵庫県広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、兵庫県広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、兵庫県広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町の窓口端末または市町システムへ配信する。</p> <p>2. 賦課・収納業務          (1) 保険料賦課          市町が市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能または自動データ連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを兵庫県広域連合の標準システムへ送信し、兵庫県広域連合が兵庫県広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。          兵庫県広域連合が兵庫県広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町の窓口端末または市町システムへ配信する。          (2) 保険料収納管理          市町が市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能または自動データ連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを兵庫県広域連合の標準システムへ送信し、兵庫県広域連合が兵庫県広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>3. 給付業務          (1) 療養費の支給          国保連合会の事務代行システムで療養費支給申請に関するデータを入力し、当該情報を含めた後期高齢者医療関連情報を用いて療養費の支給判定処理を行い、当該処理結果情報を磁気媒体を用いて兵庫県広域連合の標準システムへ連携し、兵庫県広域連合の標準システム内で同情報を管理する。          (2) 高額療養費の支給          市町が市町の窓口端末を用いて、高額療養費支給申請に関するデータを兵庫県広域連合の標準システムへ送信し、当該情報を含めた後期高齢者医療関連情報を磁気媒体を用いて国保連合会の事務代行システムに連携する。国保連合会の事務代行システムにおいて高額療養費の支給判定処理を行い、当該処理結果情報を磁気媒体を用いて兵庫県広域連合の標準システムに連携し、兵庫県広域連合の標準システム内で同情報を管理する。          また、市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能または自動データ連携機能を用いて、高額療養費支給決定通知情報等を市町の窓口端末または市町システムへ配信する。</p> <p>※ オンラインファイル連携機能とは、市町の窓口端末のWebブラウザを用いて、市町が各種ファイルを兵庫県広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、兵庫県広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市町の窓口端末に配信する機能のことをいう。</p> <p>※ 自動データ連携機能とは、市町システムと標準システムのデータ連携用機器をネットワーク接続し、TCP/IPネットワークでファイル転送プロトコルを用いて、各種ファイルを兵庫県広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、兵庫県広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を兵庫県広域連合が市町システムに配信する機能のことをいう。</p>

	<p><b>4. 加入者情報管理業務</b></p> <p><b>(1)加入者情報作成</b> 標準システムは市町から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。</p> <p><b>(2)加入者情報登録結果取込</b> 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイル入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。</p> <p><b>5. 副本管理業務</b></p> <p><b>(1)資格情報作成</b> 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。</p> <p><b>(2)葬祭費情報作成</b> 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。</p> <p><b>(3)高額介護合算療養費情報作成</b> 標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。</p> <p><b>6. 情報照会業務</b></p> <p><b>(1)情報照会要求</b> 市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。</p> <p><b>(2)情報照会結果取込</b> 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイル入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他      ( 市町システム )</p>

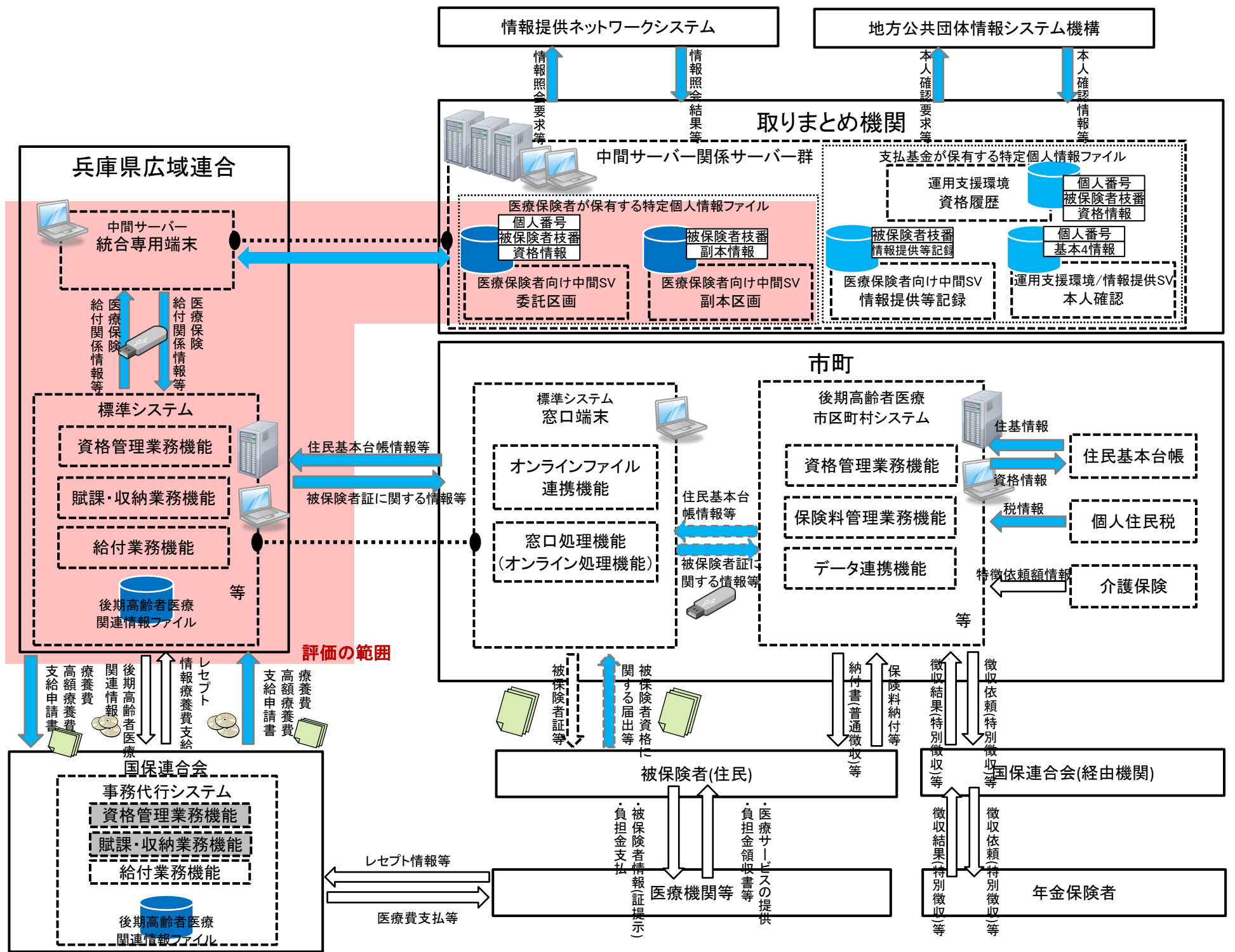




3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	被保険者資格や給付情報等の検索・照会、 <u>情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施</u> するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町で使用されている宛名番号及び兵庫県広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。</li> <li>・また、現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市区町村ごとに設定されているものであるが、個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市区町村に転居した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。</li> <li>・被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、<u>中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。</u></li> </ul>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条及び別表第一第59号</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</li> <li>・<u>住民基本台帳法 第30条の9</u></li> </ul>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ <u>実施する</u> ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</u> (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、 第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条</li> <li>・<u>高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託)</u> (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項</li> </ul> <p>当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	情報システム課
②所属長	情報システム課長 内橋 宣明
8. 他の評価実施機関	
—	

業務全体図

→ : 特定個人情報  
 → : 個人情報



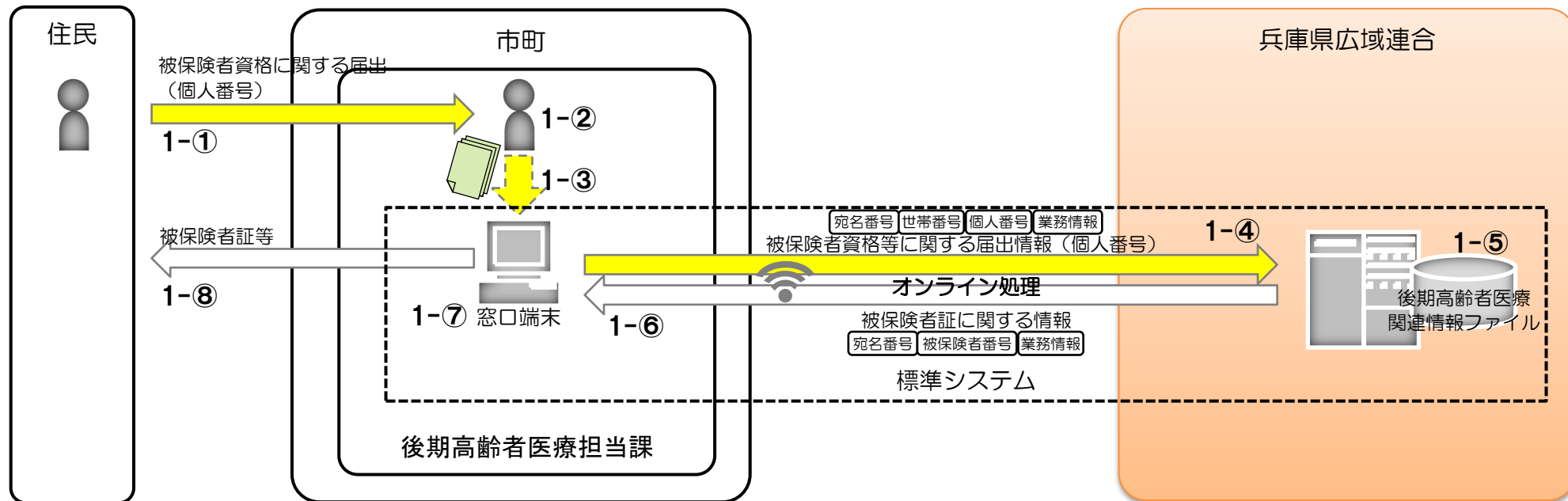
※国保連合会の事務代行システムでは、標準システムと同様の機能が存在するが、給付業務機能のみ使用する。

(別添1) 事務の内容

1. 資格管理業務

(1) 被保険者証等の即時交付申請

→ : 個人番号又は符号  
 → : 個人番号以外の情報



(備考)

1. 資格管理業務

(1) 被保険者証等の即時交付申請

- 1-① 市町の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付ける。
- 1-② 市町において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 1-③ 市町の窓口端末に、個人番号を含む申請事項を登録する。
- 1-④ 市町の窓口端末に登録された申請事項は、個人番号と併せて兵庫県広域連合の標準システムに登録されることで、当該住民に対して資格取得がされる。
- 1-⑤ 兵庫県広域連合の標準システムでは、市町において登録された「市町と同一の宛名番号」に紐付けて「個人番号」が管理される。
- 1-⑥ 市町の窓口端末において、兵庫県広域連合の標準システムに登録された資格情報を取得する。
- 1-⑦ 市町では、市町の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。
- 1-⑧ 被保険者証等を交付する。

※宛名番号、世帯番号、被保険者番号について

- ・宛名番号及び世帯番号は、各市町がそれぞれ設定している既存の番号であり、兵庫県広域連合は構成市町のそれぞれの宛名番号及び世帯番号を市町コードとともに保有・管理している。宛名番号及び世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報や資格の得喪に関する情報である。
- ・被保険者番号は各都道府県後期高齢者医療広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、市町は所属している兵庫県広域連合の被保険者番号を保有・管理している。
- ・被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報である。
- ・兵庫県広域連合及び市町は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けて保有・管理している。

※オンライン処理について

- ・オンライン処理とは、市町に設置された市町の窓口端末のWebブラウザに表示される兵庫県広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力等に使用し、兵庫県広域連合の標準システムを画面操作することを指す。

※オンラインファイル連携機能について

- ・オンラインファイル連携機能とは、市町の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを兵庫県広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、兵庫県広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市町の窓口端末に配信する機能のことをいう。

※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。

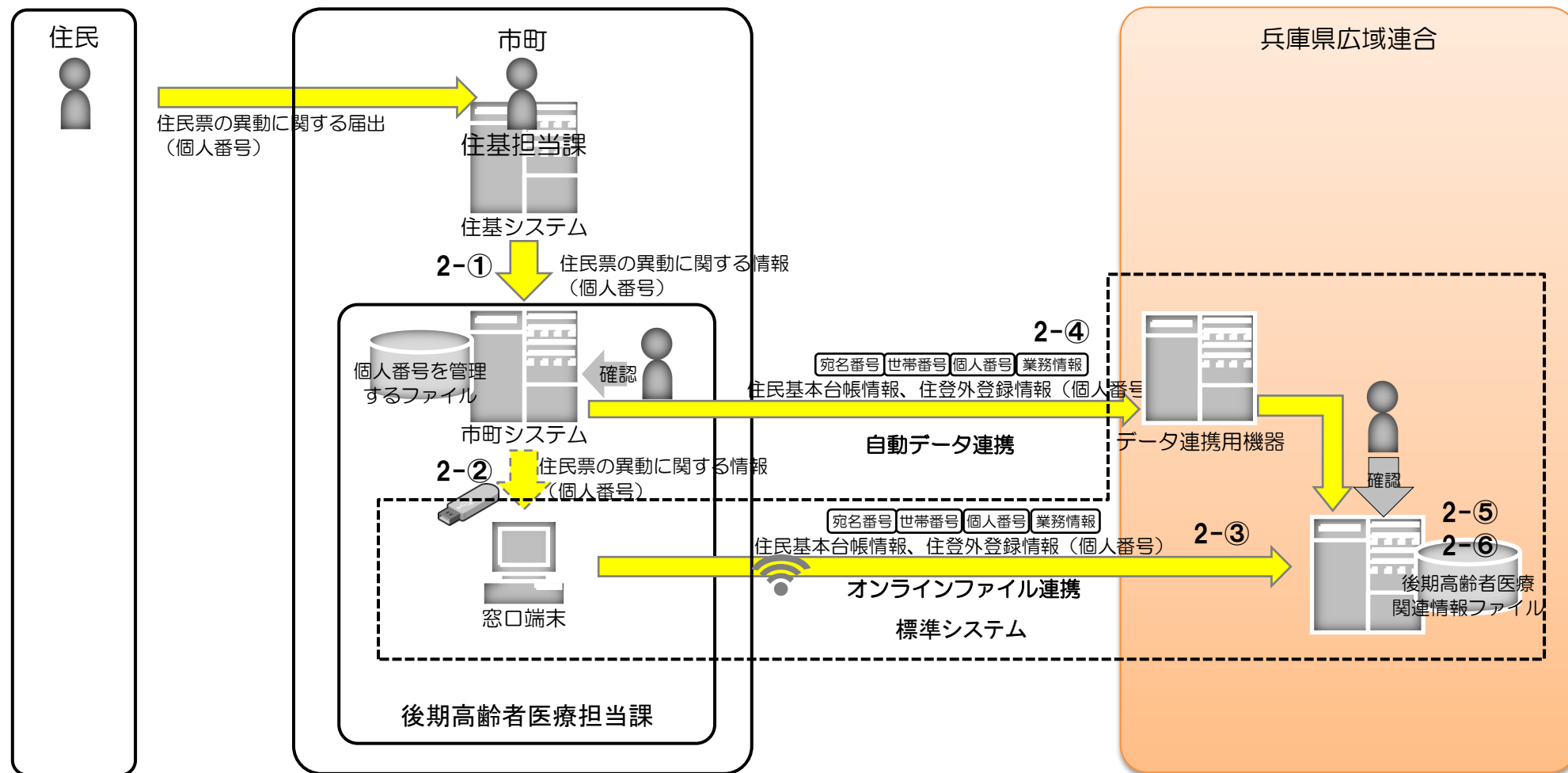
※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

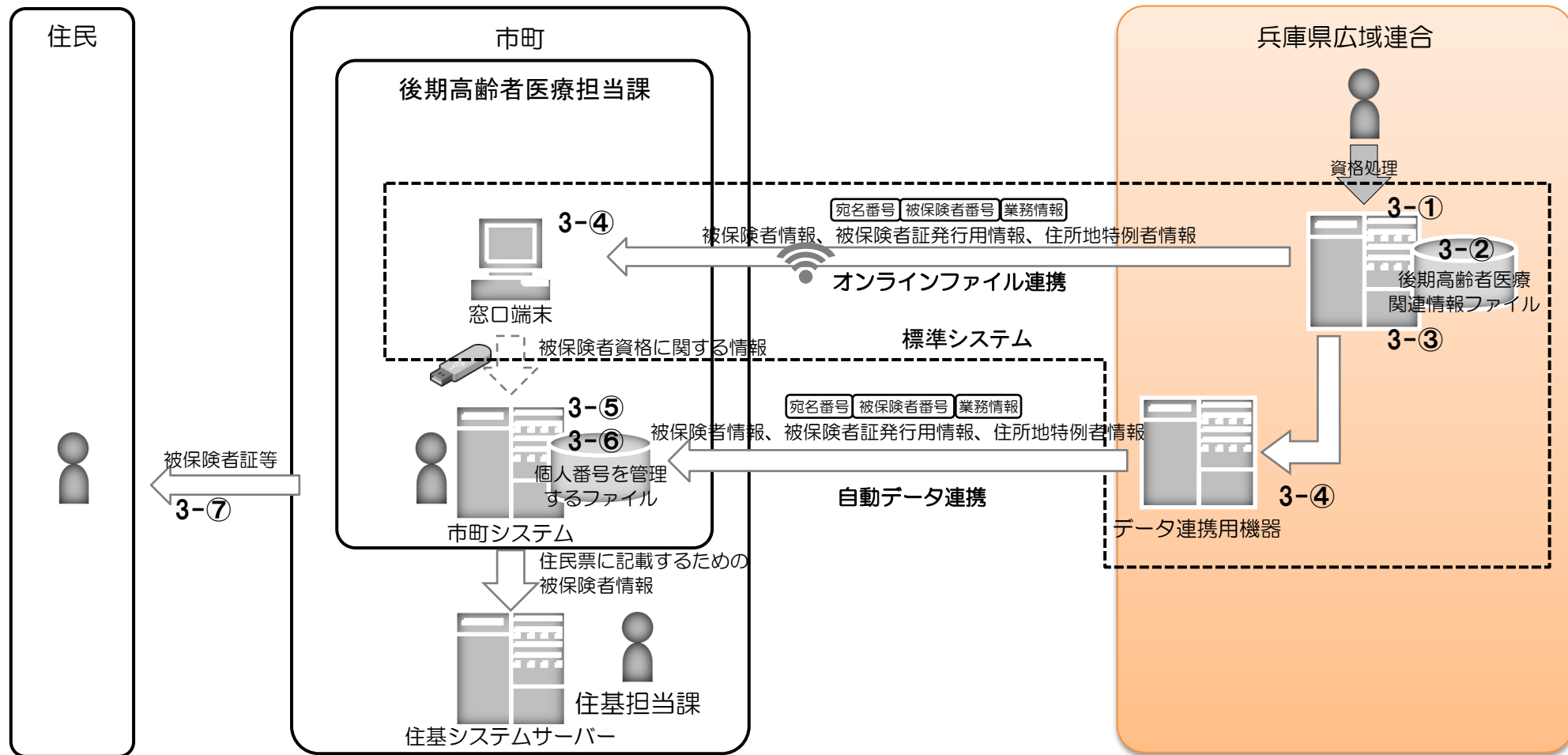
(別添1) 事務の内容

(2) 住民基本台帳情報等の取得





(3)被保険者資格の異動



(備考)

(2)住民基本台帳情報等の取得

- 2-①市町システムは、住基システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、市町システムに更新する。
- 2-②オンラインファイル連携を用いて兵庫県広域連合へ連携する場合は、市町システムから、被保険者と世帯員及び被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報等を電子媒体等に移出し、市町の窓口端末に移入する。
- 2-③市町の窓口端末から、兵庫県広域連合の標準システムに、「個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住民基本台帳に登録されていない情報(以下「住登外登録情報」という。)」が送信される。
- 2-④自動データ連携機能を用いて兵庫県広域連合へ連携する場合は、市町システムから、被保険者と世帯員および被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報等をデータ連携用機器に送信する。
- 2-⑤兵庫県広域連合の標準システムでは、送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 2-⑥兵庫県広域連合の標準システムでは、市町から送信された当該情報に含まれる「市町と同一の宛名番号」に紐付けて「個人番号」が管理される。

(3)被保険者資格の異動

- 3-①(2)において市町の窓口端末またはデータ連携用機器から兵庫県広域連合の標準システムに送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」により、兵庫県広域連合は住民票の異動や年齢到達等を把握し、兵庫県広域連合の標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の変更に関する処理を行う。
- 3-②兵庫県広域連合の標準システムでは、「市町と同一の宛名番号」と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
- 3-③市町の窓口端末による即時異動分を含めて、兵庫県広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
- 3-④兵庫県広域連合の標準システムから市町の窓口端末およびデータ連携用機器に、「被保険者情報」等を配信する。
- 3-⑤市町では、オンラインファイル連携機能を用いて取得する場合は、市町の窓口端末から「被保険者情報」等を電子媒体等に移出し、市町システムに移入する。  
自動データ連携機能を用いて取得する場合は、データ連携用機器から市町システムに移入する。
- 3-⑥市町システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。  
市町では、既に「宛名番号」に紐付けて「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けて管理される。
- 3-⑦被保険者証等を作成して交付する。

※自動データ連携機能について

- ・自動データ連携機能とは、市町システムと標準システムのデータ連携用機器をネットワーク接続し、TCP/IPネットワークでファイル転送プロトコルを用いて、各種ファイルを兵庫県広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、兵庫県広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市町システムに配信する機能のことをいう。

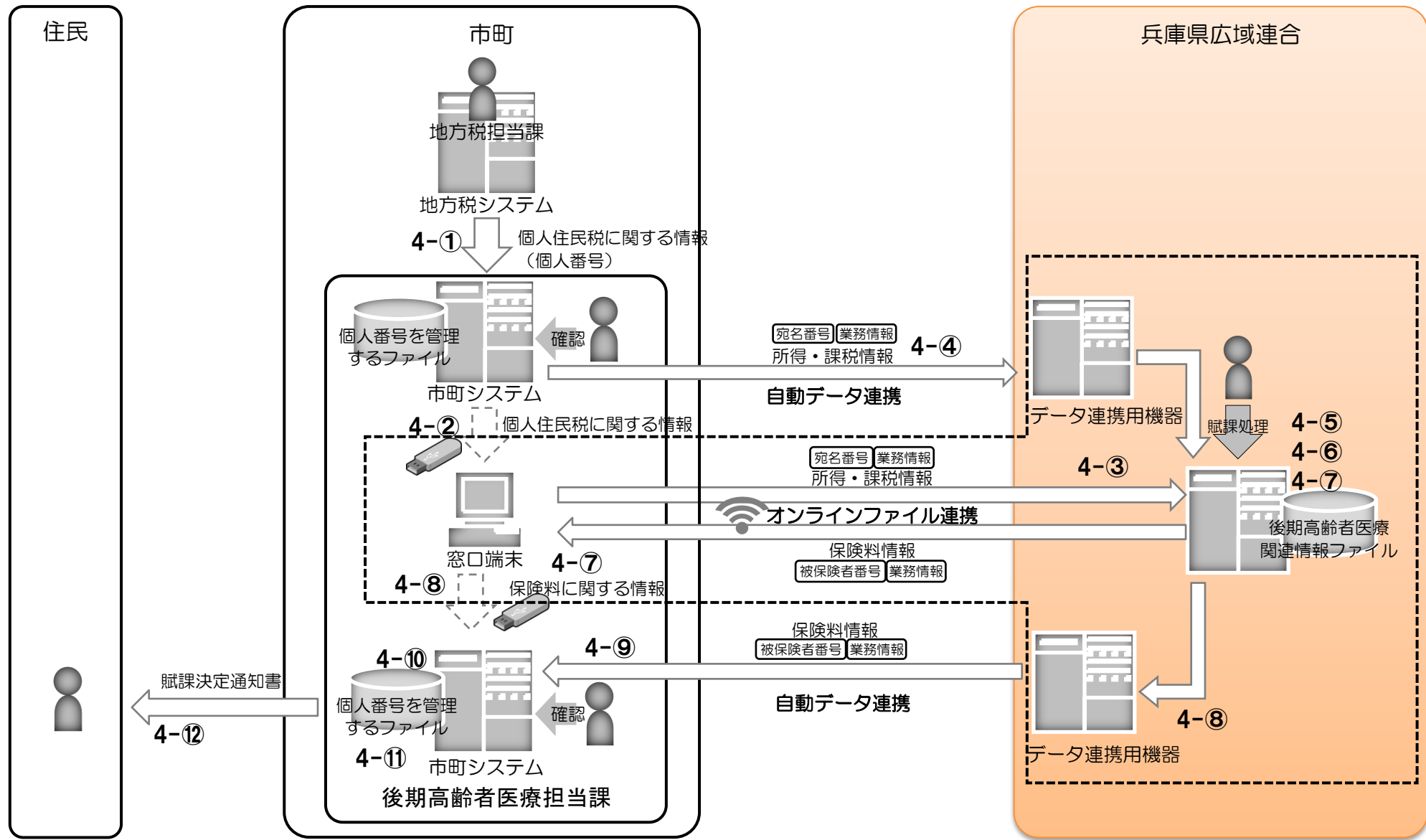
※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。□

※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載

※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

2. 賦課・収納業務  
(1) 保険料賦課



(備考)

2. 賦課・収納業務

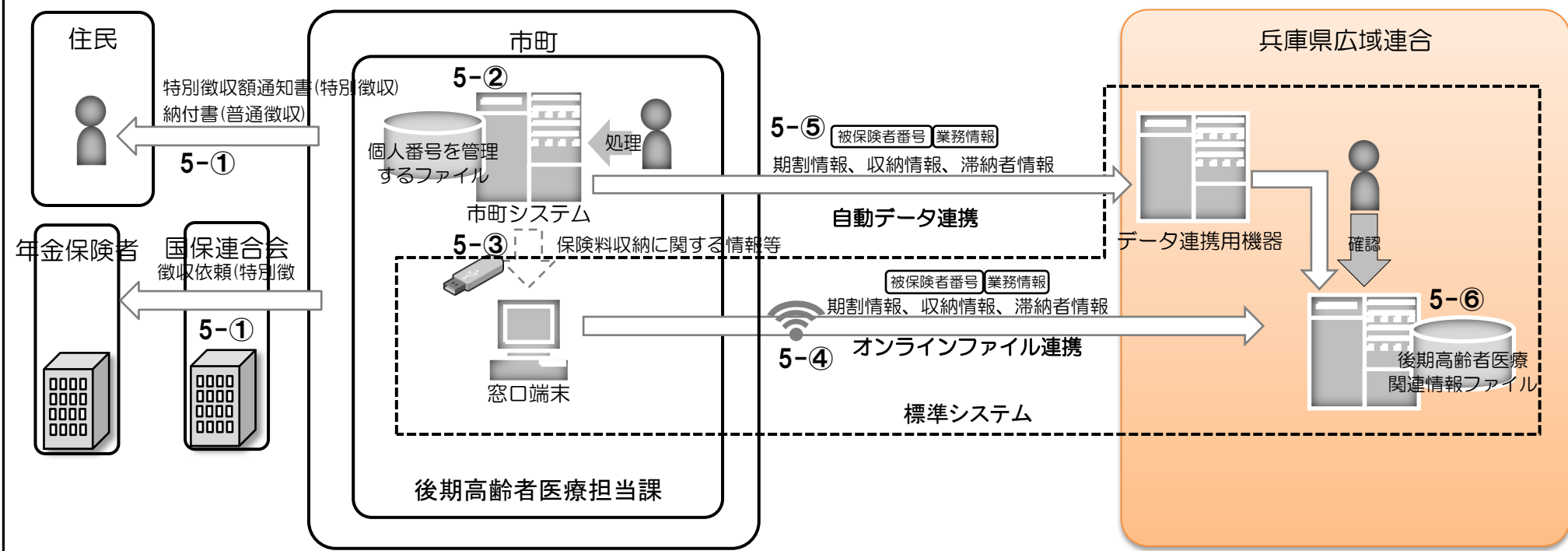
(1) 保険料賦課

- 4-①市町システムは、地方税システムから個人住民税に関する情報の移転を受け、市町システムに更新する。
- 4-②オンラインファイル連携を用いて兵庫県広域連合へ連携する場合は、市町システムから個人住民税情報を電子媒体等に移出し、市町の窓口端末に移入する。
- 4-③市町の窓口端末から、兵庫県広域連合の標準システムに、「所得・課税情報」が送信される。
- 4-④自動データ連携機能を使用して兵庫県広域連合へ連携する場合は、市町システムから個人住民税情報をデータ連携用機器に送信する。
- 4-⑤兵庫県広域連合の標準システムでは、送信された「所得・課税情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑥兵庫県広域連合の標準システムにおいて、保険料賦課の処理を行う。
- 4-⑦兵庫県広域連合の標準システムに「保険料情報」が作成される。
- 4-⑧兵庫県広域連合の標準システムから市町の窓口端末に、「保険料情報」等を配信する。
- 4-⑨市町では、オンラインファイル連携機能を用いて取得する場合は、市町の窓口端末から「保険料情報」等を電子媒体等に移出し、市町システムに移入する。  
自動データ連携機能を用いて取得する場合は、データ連携用機器から市町システムに移入する。
- 4-⑩市町システムでは、移入された「保険料情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑪市町システムでは、必要に応じて該当する通知書等を発行する。
- 4-⑫通知書等を交付する。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

(別添1) 事務の内容

(2) 保険料収納管理



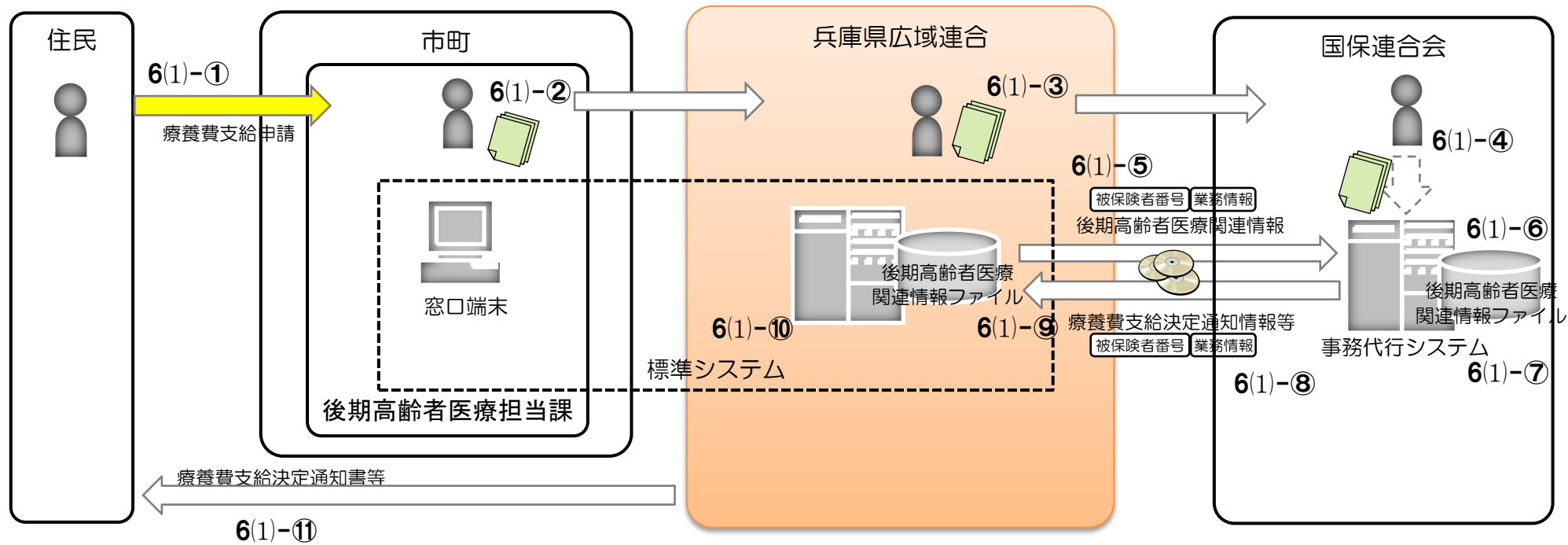
(備考)

(2) 保険料収納管理

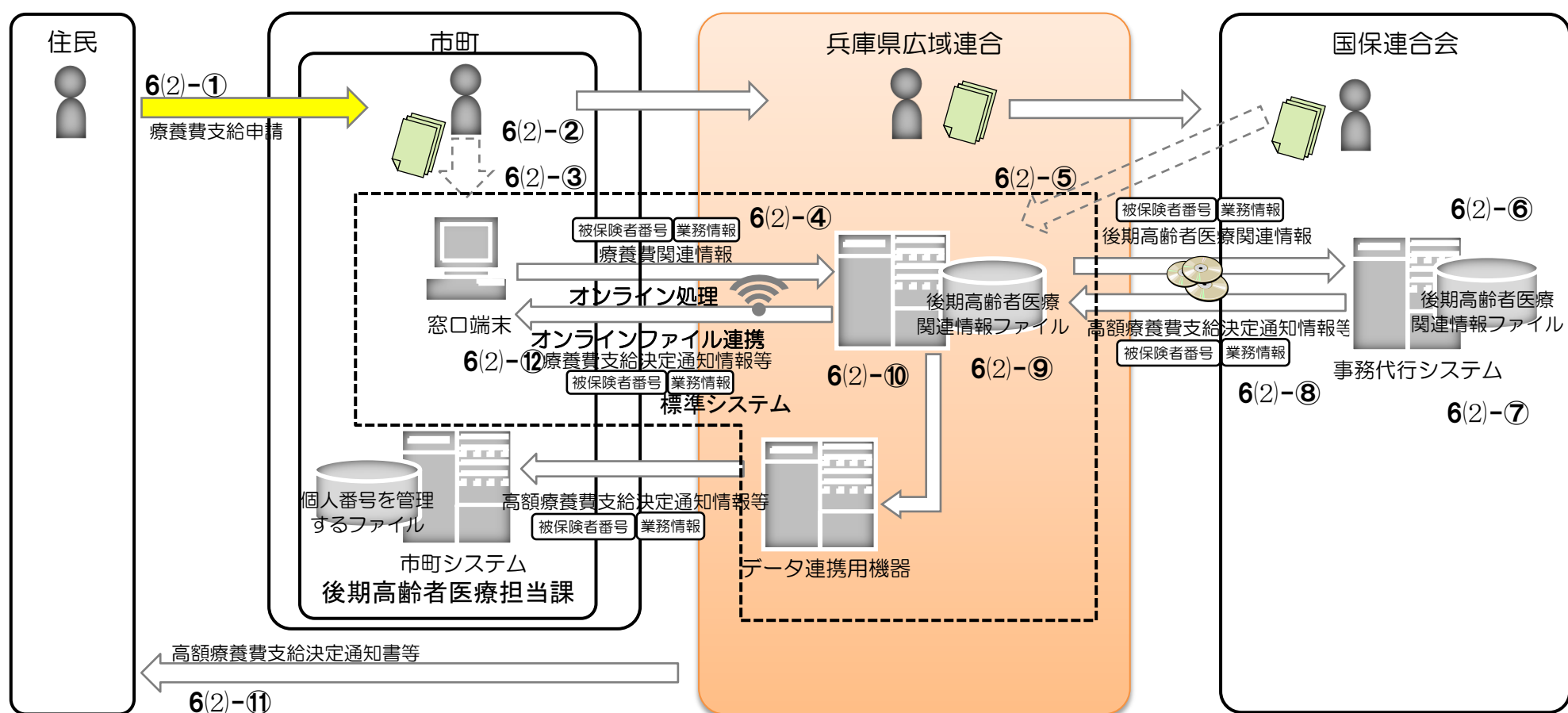
- 5-①市町で、保険料の徴収方法と納期を決定し、「特別徴収額通知書」や、「納付書」の交付を行い、保険料の徴収を行う。  
特別徴収の場合は、国保連合会を経由して年金保険者に対して徴収を依頼し、保険料の徴収を行う。
- 5-②市町システムにおいて、保険料の賦課及び徴収の実施状況に関するデータ管理を行う。
- 5-③オンラインファイル連携機能を用いて兵庫県広域連合へ連携する場合は、市町システムから、保険料収納に関する情報等を電子媒体等に移出し、市町の窓口端末に移入する。
- 5-④市町の窓口端末から、兵庫県広域連合の標準システムに「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」が送信される。
- 5-⑤自動データ連携機能を用いて兵庫県広域連合へ連携する場合は、保険料収納に関する情報等をデータ連携用機器に送信する。
- 5-⑥兵庫県広域連合の標準システムでは、送信された「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

3. 給付業務  
(1)療養費の支給



(2)高額療養費の支給



(備考)

3. 給付業務

(1)療養費の支給

- 6(1)-①市町の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
- 6(1)-②市町において、届出書等に記載された個人番号の確認を行い、届出された申請書を兵庫県広域連合に送付する。
- 6(1)-③兵庫県広域連合において、市町から送付された申請書を国保連合会へ送付する。
- 6(1)-④国保連合会の事務代行システムに、申請事項を登録する。
- 6(1)-⑤兵庫県広域連合において、標準システムから後期高齢者医療関係情報を磁気媒体に移出し、国保連合会へ送付する。
- 6(1)-⑥国保連合会の事務代行システムでは、後期高齢者医療関連情報及び療養費関連情報に基づいて、同システムで療養費の支給判定処理を行う。
- 6(1)-⑦国保連合会の事務代行システムに「療養費支給判定結果情報」等が作成される。
- 6(1)-⑧国保連合会では、「療養費支給判定結果情報」等を磁気媒体に移出し、兵庫県広域連合へ送付する。
- 6(1)-⑨兵庫県広域連合では、「療養費支給判定結果情報」等を兵庫県広域連合の標準システムに移入する。
- 6(1)-⑩兵庫県広域連合において、申請者の状況を確認する。
- 6(1)-⑪療養費支給決定通知書等を交付する。

(2)高額療養費の支給

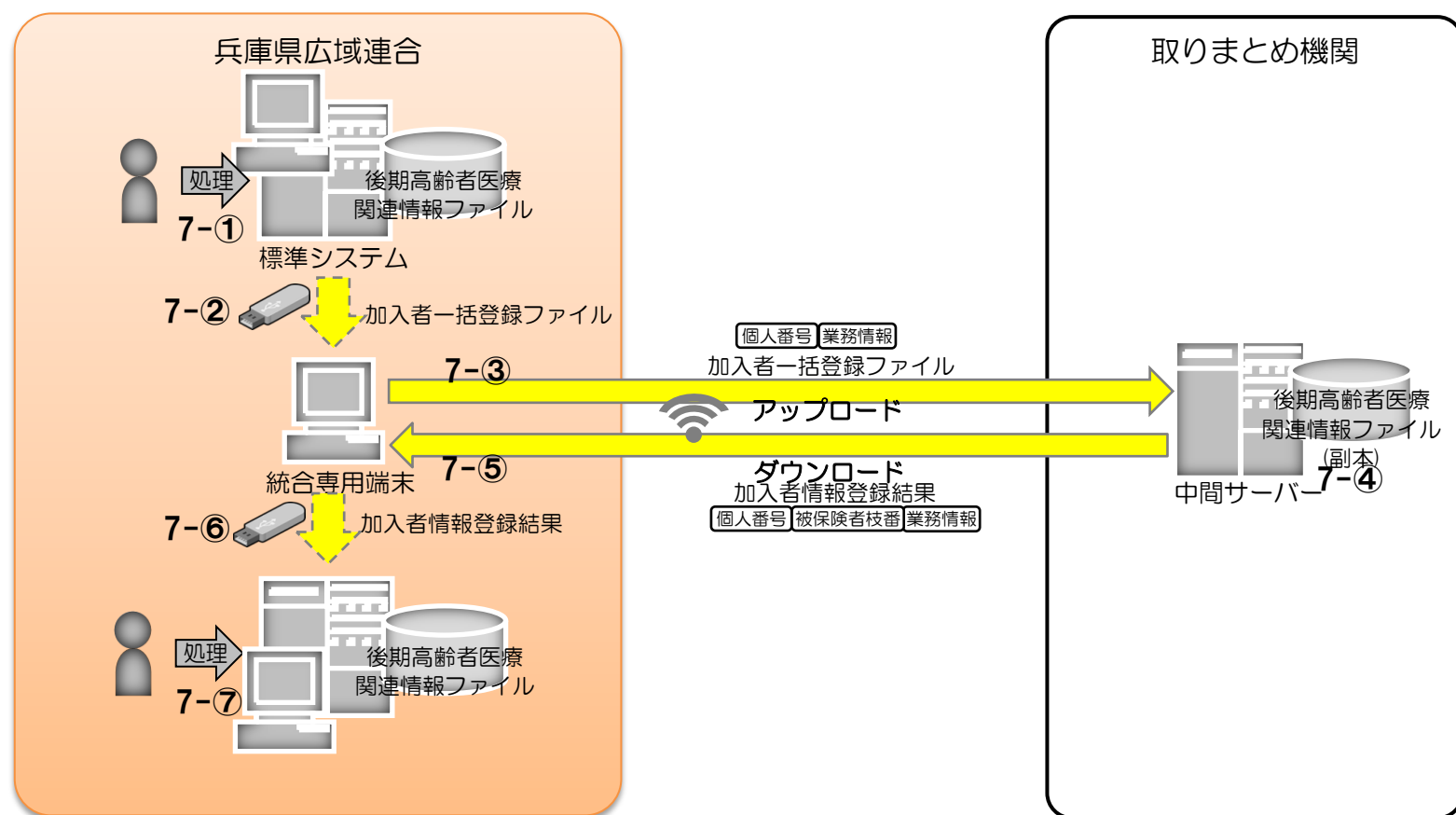
- 6(2)-①市町の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された高額療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
- 6(2)-②市町において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 6(2)-③市町の窓口端末に、申請事項を登録する。
- 6(2)-④市町の窓口端末から、兵庫県広域連合の標準システムに、「高額療養費関連情報」が送信される。
- 6(2)-⑤兵庫県広域連合において、標準システムに登録した高額関連情報を含めた後期高齢者医療関係情報を電子媒体等に移出、国保連合会へ送付するとともに、市町から送付された申請書を国保連合会へ送付する。追加修正データを標準システムに登録する。
- 6(2)-⑥国保連合会において、送付された後期高齢者医療関連情報を事務代行システムに移入し、同システムで高額療養費の支給判定処理を行う。
- 6(2)-⑦国保連合会の事務代行システムに「高額療養費支給判定結果情報」等が作成される。
- 6(2)-⑧国保連合会では、「高額療養費支給判定結果情報」等を磁気媒体に移出し、兵庫県広域連合へ送付する。
- 6(2)-⑨兵庫県広域連合では、「高額療養費支給判定結果情報」等を兵庫県広域連合の標準システムに移入する。
- 6(2)-⑩兵庫県広域連合において、申請者の状況を確認する。
- 6(2)-⑪高額療養費支給決定通知書等を交付する。
- 6(2)-⑫兵庫県広域連合の標準システムから市町の窓口端末に、「高額療養費支給決定通知情報」等を配信する。

※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成II」に記載。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。



4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

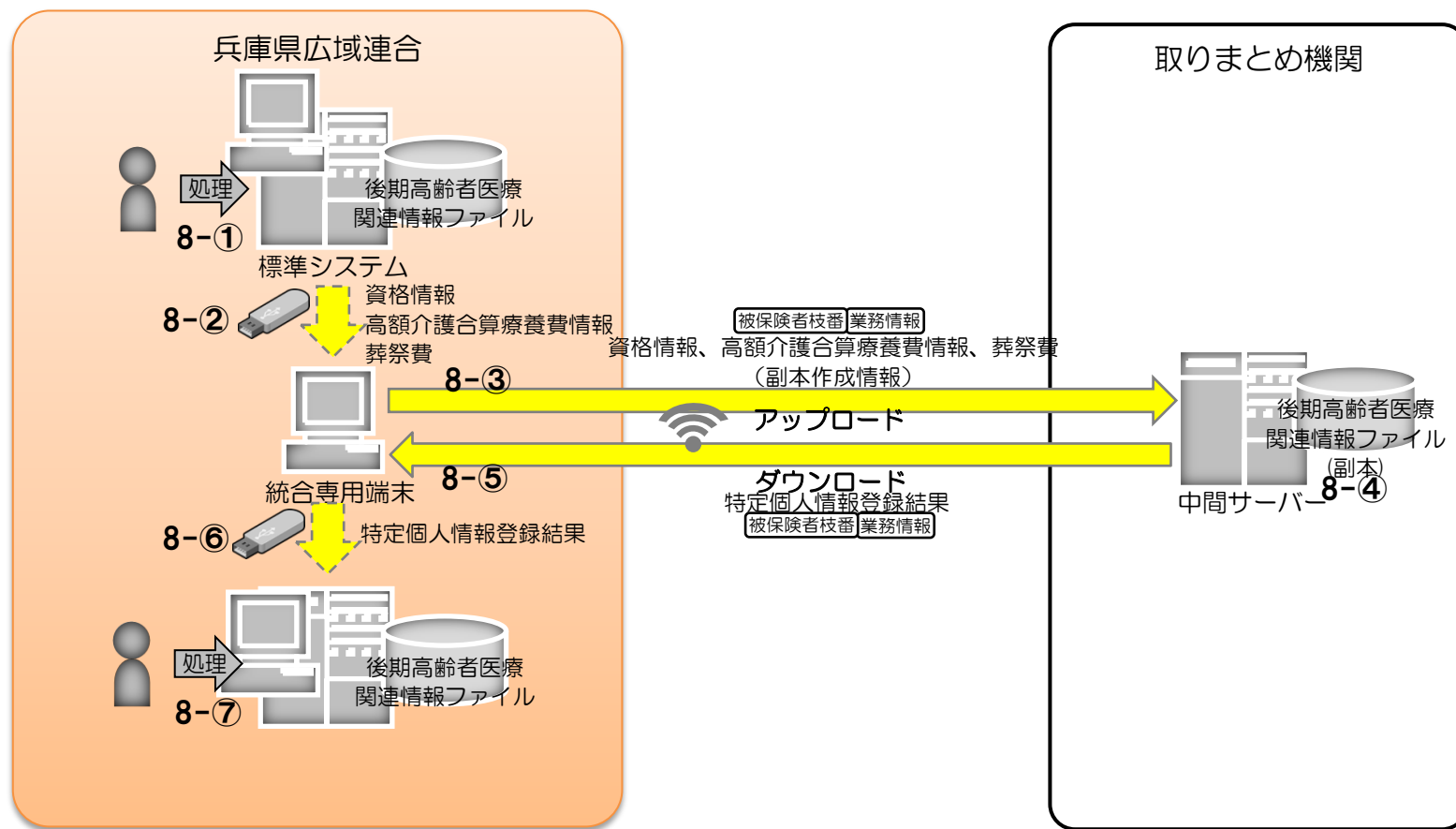


(備考)

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

- 7-①一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
- 7-②兵庫県広域連合の標準システムから加入者情報一括登録ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 7-③統合専用端末から中間サーバーへ加入者情報一括登録ファイルをアップロードする。
- 7-④中間サーバーで加入者情報一括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、被保険者枝番及び処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
- 7-⑤中間サーバーから統合専用端末へ加入者情報登録結果ファイルをダウンロードする。
- 7-⑥統合専用端末から加入者情報登録結果ファイルを兵庫県広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 7-⑦一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)



(備考)

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。

- ・資格情報登録ファイル
- ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
- ・葬祭費登録ファイル

8-②兵庫県広域連合の標準システムから上記8-①のインタフェースファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。

8-③統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインタフェースファイルをアップロードする。

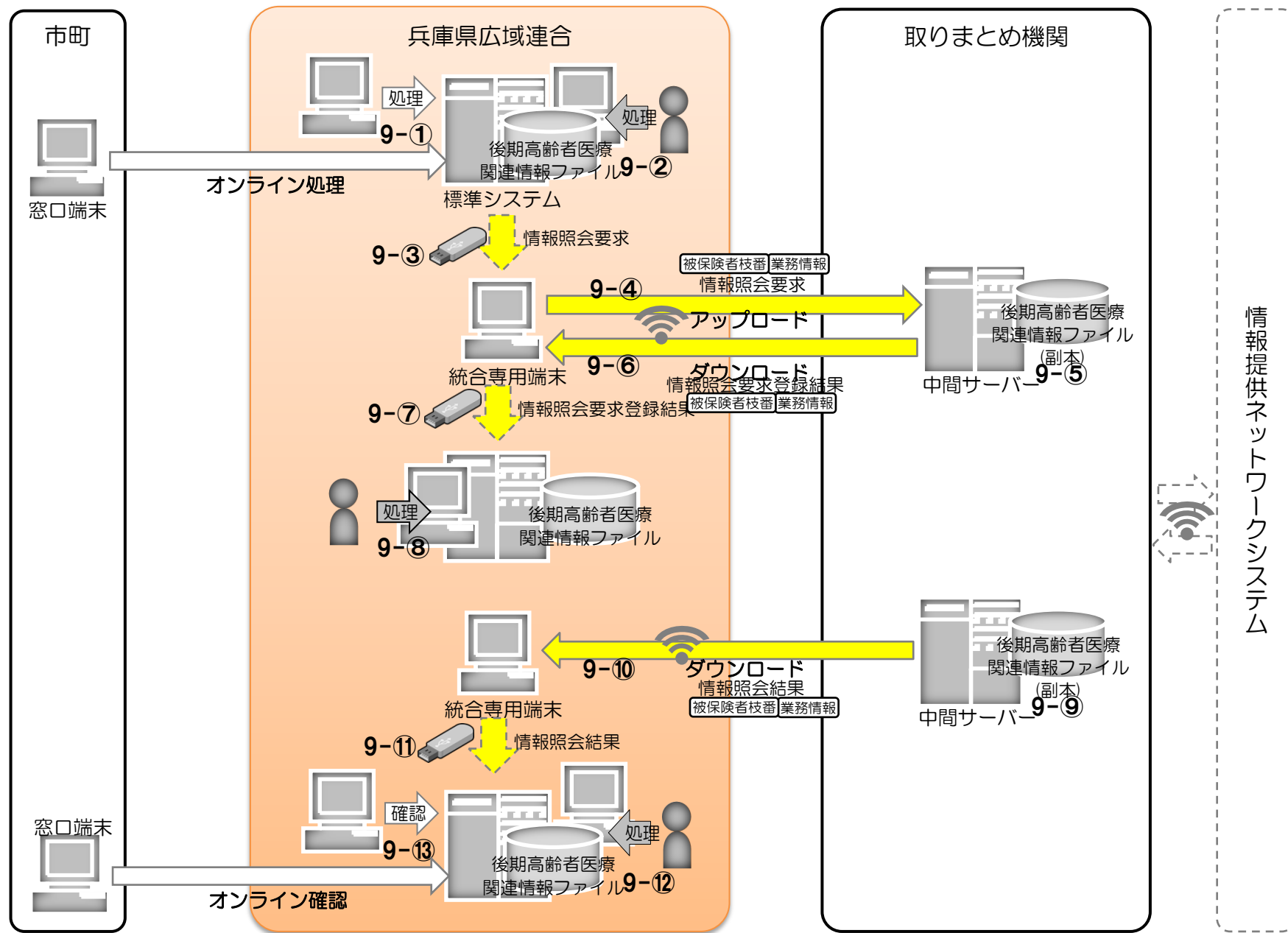
8-④中間サーバーで上記8-①のインタフェースファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。

8-⑤中間サーバーから統合専用端末へ特定個人情報登録結果ファイルをダウンロードする。

8-⑥統合専用端末から特定個人情報登録結果ファイルを兵庫県広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。

8-⑦一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

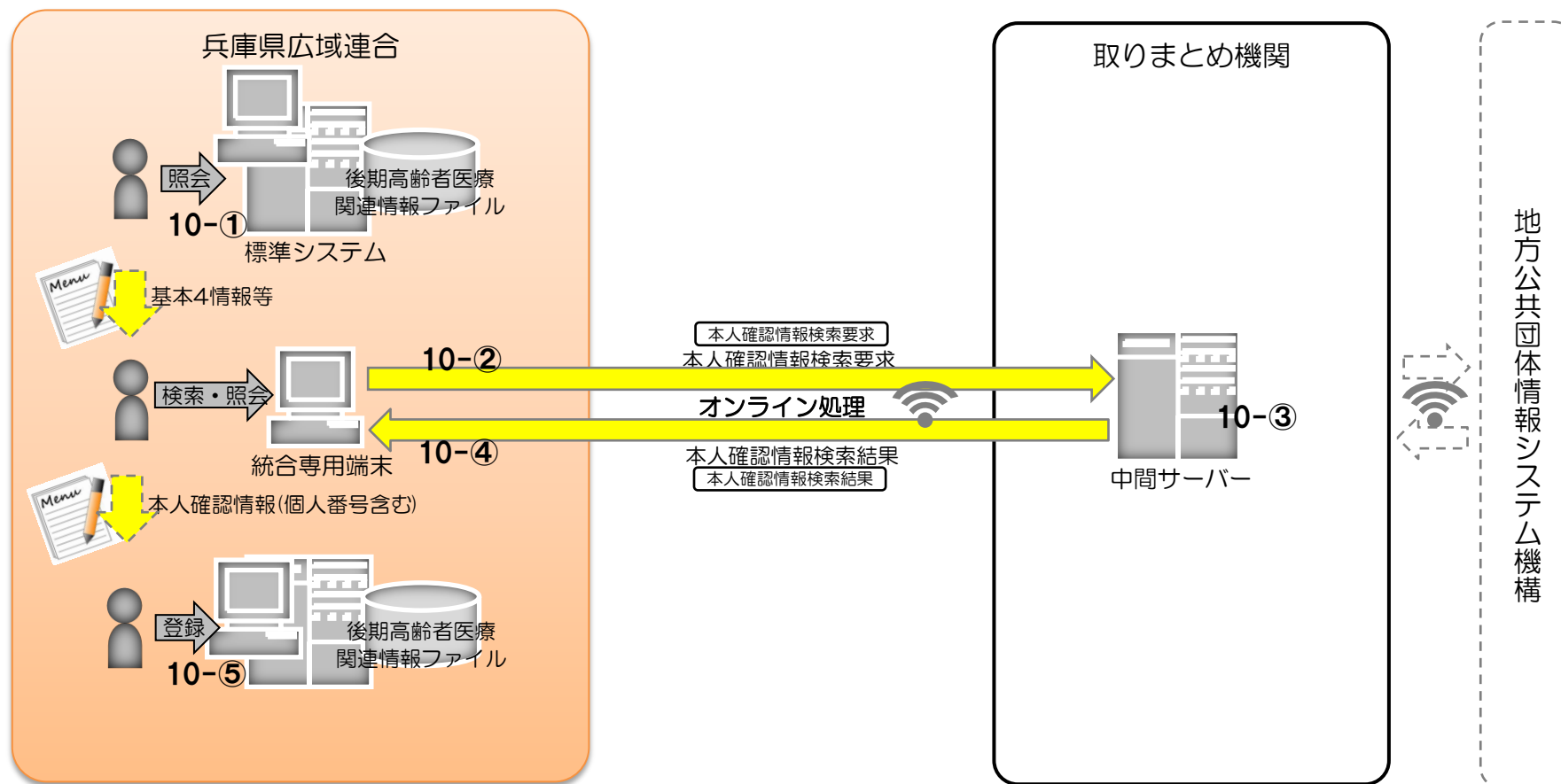


(備考)

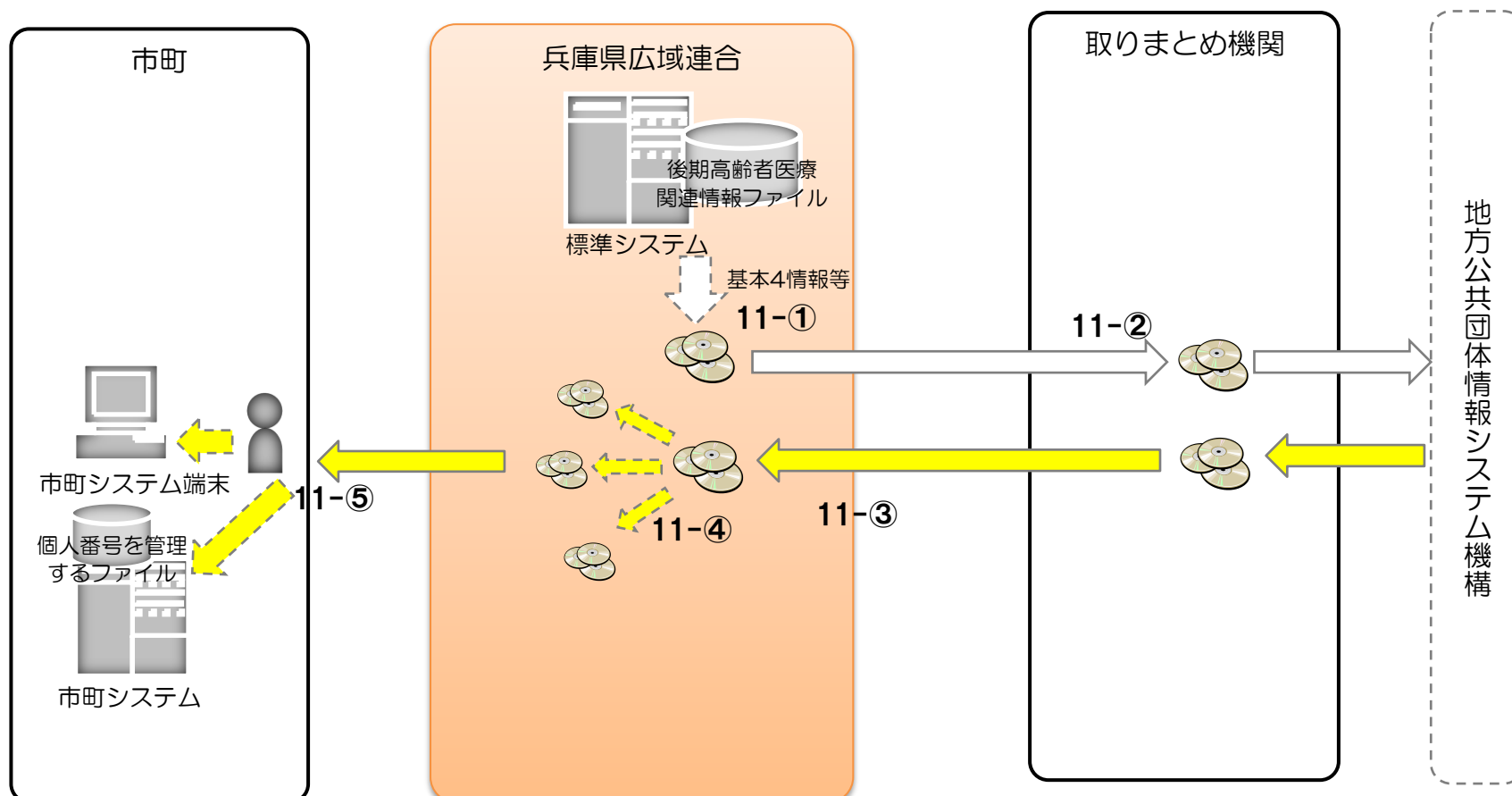
6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

- 9-①市町の窓口端末や兵庫県広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。
- 9-②一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。
- 9-③兵庫県広域連合の標準システムから情報照会要求ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 9-④統合専用端末から中間サーバーへ情報照会要求ファイルをアップロードする。
- 9-⑤中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
- 9-⑥中間サーバーから統合専用端末へ情報照会要求登録結果ファイルをダウンロードする。
- 9-⑦統合専用端末から情報照会要求登録結果ファイルを兵庫県広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 9-⑧一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。
- 9-⑨中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。
- 9-⑩中間サーバーから統合専用端末へ情報照会結果ファイルをダウンロードする。
- 9-⑪統合専用端末から情報照会結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 9-⑫一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。
- 9-⑬市町の窓口端末や兵庫県広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)



(平成29年3月までの電子媒体による個人番号取得)



(備考)

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

- 10-①兵庫県広域連合の標準システム端末で、本人確認情報検索の対象となる被保険者等を検索し、当該者の基本4情報等を確認する。
- 10-②統合専用端末に、上記10-①で確認した基本4情報等を入力し、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を要求する。
- 10-③支払基金は上記10-②で照会要求のあった本人確認情報を地方公共団体情報システム機構に照会し、照会結果を統合専用端末へ送信する。
- 10-④統合専用端末で、本人確認情報(個人番号を含む。)を確認する。
- 10-⑤兵庫県広域連合の標準システムから、当該者の本人確認情報を入力して、後期高齢者医療関連情報ファイルを更新する。

※基本4情報等:基本4情報で個人番号を入手するケースに加え、個人番号で基本4情報を入手するケースを含む。

(平成29年3月までの電子媒体による個人番号取得)

- 11-①兵庫県広域連合の標準システムから個人番号未設定の被保険者等を抽出し、基本4情報等を含む照会要求CSVファイルを作成し電子媒体に格納する。
- 11-②作成した電子媒体を、セキュリティ便にて取りまとめ機関へ送付する。(取りまとめ機関は、地方公共団体情報システム機構へ送付する。)
- 11-③取りまとめ機関から、照会結果CSVファイルを電子媒体で受け取る。
- 11-④照会結果CSVファイルを市町毎に分割し、汎用ファイル配信機能(専用線)等で市町配信する。
- 11-⑤市町システムに個人番号を登録する。



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)</li> <li>・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者</li> <li>・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者</li> </ul> ※高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条から第55条に基づく被保険者
その必要性	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。</li> <li>・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。</li> <li>・基本4情報、連絡先:被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。</li> <li>・<u>その他住民票関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。</u></li> <li>・地方税関係情報:保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。</li> <li>・健康・医療関係情報:給付に関する事務を行うために記録するもの。</li> <li>・医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。</li> <li>・障害者福祉関係情報:障害認定に関する事務を行うために記録するもの。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。</li> </ul>
全ての記録項目	具体的な記録項目は、「(別添2)特定個人情報ファイルの記録項目」を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	情報システム課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> <u>その他</u> ( <u>「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」</u> )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> <u>情報提供ネットワークシステム</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>その他</u> ( <u>住民基本台帳ネットワークシステム</u> )
③入手の時期・頻度	<p>1. 兵庫県広域連合は市区町村から以下の特定個人情報を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格に関する届出 : 転入時等に市町窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、届出のある都度で入手。</li> </ul> </li> <li>・住民基本台帳情報 : 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びにすでに被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位)。個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で入手。</li> <li>・住登外登録情報 : 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びにすでに被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民登外登録情報(世帯単位)。個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で入手。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課・収納業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得・課税情報 : 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。 頻度は週次。</li> <li>・期割情報 : 市町が実施した期割保険料の情報。 頻度は日次。</li> <li>・収納情報 : 市町が収納及び還付充当した保険料の情報。 頻度は日次。</li> <li>・滞納者情報 : 市町が管理している保険料滞納者の情報。 頻度は日次。</li> </ul> </li> <li>・給付業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費関連情報等 : 市町等で申請書等を基に作成した療養費情報等。 頻度は月次。</li> <li>・高額療養費関連情報等 : 市町等で申請書等を基に作成した高額療養費関連情報等。 頻度は日次。</li> </ul> </li> </ul> <p><u>2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手</u> <u>統合専用端末で中間サーバーを介して地方公共団体情報システム機構に即時照会して入手する。</u> <u>頻度は随時。</u></p> <p><u>3. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手</u> <u>医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金を介して情報照会を依頼する。</u> <u>頻度は随時。</u></p>

④入手に係る妥当性

1. 入手する根拠

○兵庫県広域連合が構成市町の窓口業務担当部署から情報を入手する根拠

【住民基本台帳情報】

・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条

【住民基本台帳情報以外の情報】

・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条

○構成市町の窓口業務担当部署が市町内の他の部署から情報を入手する根拠

【住民基本台帳情報】

・住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条

【住民基本台帳情報以外の情報】

・番号法第9条第2項に基づく条例

○地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠

・住民基本台帳法第30条の9

○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠

・番号法第19条7号及び同法別表第二項番80、81

兵庫県広域連合と市町は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合等については、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、兵庫県広域連合が構成市町の窓口業務担当部署から情報を入手することは、同一部署内での内部利用となる。なお、窓口業務担当部署から入手する情報は、法令に基づき窓口業務担当部署が市町内の他の部署から適切に入手した情報となっている。

2. 入手の時期・頻度の妥当性

・資格管理業務

・被保険者資格に関する届出：転入時等に市町窓口において申請者に被保険者証を即時交付する必要があるため届出のある都度。

・住民基本台帳情報：住民異動が日々発生し、被保険者資格に反映する必要があるため日次。

・住登外登録情報：被保険者に関する住民異動が日々発生し、最新の住所等を被保険者資格に反映する必要があるため日次。

・賦課・収納業務

・所得・課税情報：最新の所得等を保険料に反映させる必要があるため週次。

・期割情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。

・収納状況：保険料に関する納付等の収納事務が日々発生するため日次。

・滞納者情報：保険料に関する納付等の収納事務が日々発生し、保険料の納付によって滞納者でなくなったことを滞納者情報に反映する必要があるため日次。

・給付業務

・療養費関連情報等：療養費の申請は日々発生するが、療養費は月ごとにまとめて支給決定するため月次。

・高額療養費関連情報等：高額療養費は月ごとにまとめて支給決定するが、高額療養費の申請は日々発生し、その都度入力するため日次。

3. 入手方法の妥当性

・専用線による場合は、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化と併せて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。

・テストデータの連携には磁気媒体により入手し、テストデータと実データを区別することでデータの完全性が実現でき、送付についてはパスワードにより暗号化したうえで鍵付きケースに格納し、送達過程を記録する方法により送付することで、情報の漏えい及び送付時の紛失を防止することが期待できる。

・市町の窓口端末で入力を行わない申請書は紙で入手し、送付の際には配達状況が確認できる方法により送付することで、情報の漏えい及び送付時の紛失を防止することが期待できる。

4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性

・兵庫県広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。

・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。

5. 地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性

・兵庫県広域連合が構成市町の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から入手する。

・統合専用端末で中間サーバーを介して即時照会し、随時入手する。





	<p>・高額療養費の支給 市町の後期高齢者医療窓口において、住民からの高額療養費支給申請書に関する届出を受け付け、その届出内容を市町の窓口端末に入力する。兵庫県広域連合の標準システムから後期高齢者医療関連情報を磁気媒体に移出し、国保連合会へ送付する。国保連合会では、後期高齢者医療関連情報を事務代行システムに移入し、高額療養費の支給判定処理を行い、高額療養費支給判定結果情報等を作成する。国保連合会で同情報を磁気媒体に移出し、兵庫県広域連合へ送付する。兵庫県広域連合では、同情報を標準システムに移入し、兵庫県広域連合の標準システム内で同情報を管理する。当該住民に対して、高額療養費支給決定通知書等を交付する。併せて、高額療養費支給決定通知情報等を市町の窓口端末及びデータ連携用機器に配信する。</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手  <u>・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。</u>  <u>・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。</u></p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と兵庫県広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを個人番号で行う。</p> <p>・兵庫県広域連合内において、ある市町から他の市町に転居した場合に、転居先の市町から入手した住民基本台帳等の情報と兵庫県広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて同一人の名寄せを行う。</p> <p><u>・資格認定や給付決定の審査事務に必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者者の申請情報と突合する。</u></p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>・個人に着目した分析・統計は行わず、資格取得、喪失等の集計や統計のみを行う。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>被保険者資格決定、保険料賦課額決定、給付金決定</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成27年10月5日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 8 ) 件	
委託事項1	後期高齢者医療に係る事務代行業務	
①委託内容	兵庫県広域連合は、国保連合会に対して、後期高齢者医療に係る事務代行業務((以下「事務代行業務」という。))① 過誤再審査連携業務② 柔道整復療養費支給申請書一次審査及び支給関連業務③ 療養費(柔道整復を除く。)等審査及び支給関連業務④ 葬祭費支給関連業務⑤ 高額療養費支給関連業務⑥ 高額介護合算療養費支給関連業務⑦ 医療費通知書作成業務⑧ 第三者行為求償業務⑨ 負担割合相違レセプト調整関連業務及び不当利得返還請求データ作成業務⑩ ジェネリック医薬品利用差額通知書作成業務⑪ 統計処理業務)を委託する。このうち②③及び⑤の業務において特定個人情報を取扱う。 委託先である国保連合会は、同会が設置する事務代行システムを使用して事務代行業務を処理する。また、兵庫県広域連合の標準システムと国保連合会の事務代行システムとは、業務処理に必要な情報について磁気媒体に移出し、相互に連携している。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	
その妥当性	当該委託業務においては、事務代行システムの各業務処理を行うに当たり、被保険者や世帯構成員など特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	兵庫県広域連合ホームページの調達関係情報、または兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	国保連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他兵庫県広域連合のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
	⑨再委託事項	上記①委託内容中「②③⑤」に係るデータ入力/データ作成作業等

委託事項2		標準システムに係る機器等のハウジング、運用及び保守
①委託内容		兵庫県広域連合は、株式会社さくらケーシーエスに対して、標準システムの運用業務(磁気媒体による情報の移出・移入、バッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業等)を委託する。 委託先である株式会社さくらケーシーエスには、兵庫県広域連合の標準システムのサーバ及び端末を設置しており、株式会社さくらケーシーエスは同端末を使用して運用業務を実施する。 また、兵庫県広域連合事務局内に設置する同端末とは、専用回線で接続している。 なお、兵庫県広域連合の標準システムと国保連合会の事務代行システムとは、業務処理に必要な情報について磁気媒体に移出し、相互に連携している。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	当該委託業務においては、標準システムの各業務処理を行うに当たり、被保険者や世帯構成員など特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤委託先名の確認方法		[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑥委託先名の確認方法		兵庫県広域連合ホームページの調達関係情報、または兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社さくらケーシーエス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑨再委託事項	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他兵庫県広域連合のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
⑨再委託事項		事務代行業務で使用するためのデータを格納した磁気媒体の集配送及び遠隔地保管用のデータを格納した磁気媒体の集配送及び保管





委託事項4		レセプト二次点検業務
①委託内容		兵庫県広域連合は、株式会社オークスに対して、レセプト二次点検業務(被保険者にかかるレセプトのうち、兵庫県広域連合がその費用を支払ったものについて、請求内容にかかる二次点検業務及び当該業務に付随する業務)を委託する。委託先である株式会社オークスは、兵庫県広域連合事務局内に設置した業務スペースに従事者を配置し、兵庫県広域連合が設置する標準システムの端末を使用してレセプト二次点検業務を実施する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	当該委託業務においては、レセプトのうち資格の疑義があるものについて、エラーリストに基づいて標準システムによりエラー内容を確認する資格確認の業務処理を行うに当たり、特定個人情報ファイルに含まれる被保険者の情報を取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤委託先名の確認方法		[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑥委託先名		兵庫県広域連合ホームページの調達関係情報、または兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑦再委託の有無 ※		株式会社オークス
再委託	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	



委託事項6		中間サーバーにおける資格履歴管理事務
①委託内容		個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <u>特定個人情報ファイルの全体</u> ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ <u>100万人以上1,000万人未満</u> ]         <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者 注)なお、世帯構成員に関しては、被保険者資格の履歴管理は行わない。
	その妥当性	兵庫県広域連合における資格履歴を管理するため。
③委託先における取扱者数		[ <u>10人以上50人未満</u> ]         <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		兵庫県広域連合ホームページの調達関係情報、または兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		国保連合会(国保連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <u>再委託する</u> ]         <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑨再委託事項	中間サーバーにおける資格履歴管理事務のすべて

委託事項7		中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務
①委託内容		情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <u>特定個人情報ファイルの全体</u> ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ <u>100万人以上1,000万人未満</u> ]         <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者 注)なお、世帯構成員に関しては、情報提供は行わない。
	その妥当性	兵庫県広域連合と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、兵庫県広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		[ <u>10人以上50人未満</u> ]         <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		兵庫県広域連合ホームページの調達関係情報、または兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <u>再委託する</u> ]         <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他兵庫県広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑨再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務

委託事項8		中間サーバーにおける本人確認事務
①委託内容		地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び本人確認情報の取得
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <u>特定個人情報ファイルの全体</u> ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ <u>100万人以上1,000万人未満</u> ]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	兵庫県広域連合と地方公共団体情報システム機構との対応窓口を、支払基金に一本化するため。
③委託先における取扱者数		[ <u>10人以上50人未満</u> ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤委託先名の確認方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑥委託先名		兵庫県広域連合ホームページの調達関係情報、または兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <u>再委託する</u> ]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑨再委託事項	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他兵庫県広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
⑨再委託事項		中間サーバーの運用・保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 16 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
③提供する情報	番号法第19条第7号 別表第二に定める各特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度

移転先1	市町
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市区町村のやり取りは内部利用に該当するとされているが便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	・市町において、後期高齢者医療制度に関する保険料に関して、徴収方法を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収を依頼し、普通徴収の場合は納期限を定め普通徴収を実施する。また、住民へは保険料決定通知書や納付書等により賦課・徴収に関する通知を行う。
③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報 : 後期高齢者医療の被保険者情報等</li> <li>・被保険者証発行用情報 : 被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等</li> <li>(被保険者証に関する情報)</li> <li>・住所地特例者情報 : 住所地特例者の情報等</li> </ul> </li> <li>・賦課業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料情報 : 保険料算定結果の情報及び賦課計算の基となる情報等</li> </ul> </li> <li>・給付業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費支給決定通知情報 : 高額療養費支給決定通知の出力に必要な情報と宛名情報等</li> </ul> </li> </ul>
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(※):75歳以上の者、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)</li> <li>・過去に被保険者であった者</li> </ul> <p>※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者</p>
⑥移転方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</li> <li>・被保険者証発行用情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</li> <li>(被保険者証に関する情報)</li> <li>・住所地特例者情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。</li> </ul> </li> <li>・賦課業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</li> </ul> </li> <li>・給付業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費支給決定通知情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、被保険者から高額療養費の支給申請がある都度に随時。</li> </ul> </li> </ul>



**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>①保管場所 ※</p>	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt; 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの入館及びサーバー室への入退は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入室できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退は、許可された者に交付される磁気カードによる認証を実施している。</li> <li>・また、サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末の設置場所への入退は、手のひらによる静脈認証およびパスワード認証を実施している。サーバー管理端末は、ユーザIDとパスワードによって管理している。</li> <li>・サーバー室への入退とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、兵庫県広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者が職員等に対して実施する。</li> <li>・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、パスワードによる認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</li> <li>・災害またはシステム障害等への備えとして、定期的にバックアップデータを磁気媒体に移出し、遠隔地での保管を行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt; ・<u>中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入室できる管理対象区域に設置する。</u></p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 877 426 1018"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="426 877 1524 1018"> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1018 426 1394"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="426 1018 1524 1394"> <p>&lt;標準システムにおける保管期間&gt; <u>高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。</u></p> <p>&lt;中間サーバーにおける保管期間&gt; ・<u>中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が兵庫県広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。</u> ・<u>情報提供等記録項目については、7年間保管する。</u> ・<u>本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。</u></p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>&lt;標準システムにおける保管期間&gt; <u>高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。</u></p> <p>&lt;中間サーバーにおける保管期間&gt; ・<u>中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が兵庫県広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。</u> ・<u>情報提供等記録項目については、7年間保管する。</u> ・<u>本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。</u></p>
<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>&lt;標準システムにおける保管期間&gt; <u>高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。</u></p> <p>&lt;中間サーバーにおける保管期間&gt; ・<u>中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が兵庫県広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。</u> ・<u>情報提供等記録項目については、7年間保管する。</u> ・<u>本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。</u></p>				
<p>③消去方法</p>	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt; <u>事務に必要な期間が経過した時点で消去する。</u></p> <p>&lt;取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置&gt; ・<u>保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行う。</u> ・<u>使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。</u></p>				
<p><b>7. 備考</b></p>					
<p>なし</p>					



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

後期高齢者医療関連情報ファイル

個人番号管理情報

- ・宛名番号
- ・被保険者番号
- ・個人番号
- ・被保険者枝番

宛名番号

被保険者枝番

<資格関連情報>

- 住民基本台帳情報
- 外国人登録情報
- 住登外登録情報
- 混合世帯情報
- 障害認定申請情報
- 負担区分判定対象情報
- 個人異動情報
- 適用除外者情報
- 被保険者
- 被保険者世代管理
- 被保険者履歴
- 老人保健情報
- 負担区分根拠情報
- 基準収入額申請世帯情報
- 負担区分一時記憶WK
- 個人情報変更履歴情報
- 負担区分判定登録抑止対象情報
- 扶養控除候補者情報
- マイナンバー設定候補者WK

<賦課・収納関連情報>

- 賦課世帯管理
- 所得情報
- 資格異動ログ

<給付関連情報>

- 給付記録管理
- 葬祭費(その他支給)
- 高額療養費支給管理
- 特別療養費支給
- 給付制限個人管理
- 高額療養費清算管理
- エラーレセプト
- 再審査レセプト
- 当月レセプト
- 療養費支給
- 被保険者月別資格日数
- 高額介護合算療養費等支給申請書情報

<共通情報>

- 稼働ログ管理

<情報連携関連項目>

加入者情報管理(判定対象情報)

<情報連携関連情報>

- 加入者情報管理(個人情報)
- 情報照会要求管理
- 情報照会状況管理

副本管理(判定対象情報)

- 副本管理(資格情報)
- 副本管理(高額介護合算療養費情報)
- 副本管理(葬祭費)

被保険者番号

<資格関連情報>

障害認定申請情報  
個人異動情報  
適用除外者情報  
被保険者  
被保険者世代管理  
被保険者履歴  
証発行管理  
送付先情報  
負担区分世帯番号情報  
負担区分根拠情報  
一部負担金減免申請情報  
標準負担額減額認定情報  
標準負担額減額入院情報  
特定疾病認定申請情報  
負担区分一時記憶WK  
過去被保険者番号情報  
加入保険者情報  
被扶養者障害特定疾病証明書情報  
個人情報変更履歴情報  
短期証資格証候補者情報  
追加情報該当者  
参照用負担区分情報  
**扶養控除候補者情報**

<賦課・収納関連情報>

賦課情報  
賦課世帯管理  
市町村別賦課情報  
所得情報  
保険料減免管理情報  
賦課対象情報  
資格異動ログ  
実態調査用被保険者番号管理  
期割収納情報  
収納履歴  
滞納情報  
徴収猶予  
徴収猶予内訳  
期割収納削除情報  
収納削除履歴  
滞納削除情報  
**徴収猶予削除**  
**徴収猶予内訳削除**

<給付関連情報>

給付記録管理  
高額療養費支給  
葬祭費(その他支給)  
高額療養費支給管理  
特別療養費支給  
口座  
給付制限個人管理  
給付制限レセプト管理  
高額療養費清算管理  
エラーレセプト  
支給管理  
高額該当管理  
再審査レセプト  
当月レセプト  
療養費支給  
被保険者月別資格日数  
レセプト負担区分管理  
高額介護合算療養費等支給申請書情報  
自己負担額証明情報  
高額療養費特別支給金支給管理  
特定疾患連絡対象者管理  
突合レセプト増減情報  
突合査定結果情報  
後発医薬品差額通知送付情報  
給付制限追加情報  
一定点数超過管理セットアップ  
一定点数超過管理

<共通情報>

稼働ログ管理

<情報提供等記録項目>

処理番号  
処理番号の枝番  
事務名称  
事務手続名称  
情報照会者部署名称  
情報提供者部署名称  
提供の求めの日時  
提供の日時  
特定個人情報名称  
不開示コード  
過誤事由コード  
被保険者枝番

<本人確認項目>

その他条件 履歴情報  
その他条件 消除者  
その他条件 異動事由  
主たる照会条件  
事務区分(住基法)  
事務区分(番号法)  
住所  
住所(大字以降)  
住民区分  
個人番号  
利用事由  
変更状況  
市町村コード  
市町村名  
性別  
情報表示  
氏名  
氏名かな  
照会対象期間終了 年月日  
照会対象期間開始 年月日  
照会対象期間(照会基準日)  
生存状況  
生年月日  
異動事由  
異動年月日  
異動有無  
要求レコード番号

※中間サーバーに保存される「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」は、基幹システムで扱う特定個人情報ファイル(後期高齢者医療関連情報ファイル)の副本であることから、一体のものとして評価を行っている。

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】          入手元は、市町の窓口で受理した申請書等及び市町の窓口端末またはデータ連携用機器に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。          なお、市町からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェック(※1)を行っており、確認リスト(※2)が出力されたら、事務取扱担当者(※3)が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。          また、申請書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申請書が本人以外の申請を誤って行うことがないようにしている。</p> <p>※1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力するなどの機能のことを指す。          ※2:確認リストとはすでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、その旨がわかるようなリスト(一覧表)を指す。          ※3:事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等のことで、実際に兵庫県広域連合の標準システムを操作し運用する職員等を指す。</p> <p>(注)市町の窓口端末からのデータ送信については、内部利用と整理されているが、便宜上「入手」の欄に記載している。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】  <u>&lt;取りまとめ機関が定める兵庫県広域連合の運用における措置&gt;</u>          ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については速やかに削除する。          ・兵庫県広域連合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。  <u>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</u>          ・兵庫県広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】          入手元は、市町の窓口で受理した申請書等及び市町の窓口端末またはデータ連携用機器に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。          なお、市町の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目として表示されるので、必要以上の情報が市町から入力されることのリスクを軽減している。申請書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申請書が本人以外の申請を誤って行うことがないようにしている。          また、市町からのデータ送信によって入手した情報を兵庫県広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】  <u>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</u>          ・統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインタフェース仕様に沿って行われることにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。</p>
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】          入手元は、市町の窓口で受理した申請書等及び市町の窓口端末またはデータ連携用機器に限定されており、送信されるデータは市町が適切な方法で入手している。なお、申請書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申請書が本人以外の申請を誤って行うことがないようにしている。申請等においては、本人あるいは代理人の申請等のみ受け付けることとし、受け付けの際は必ず本人確認あるいは代理人の委任状確認を行うこととしている。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】  <u>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</u>          ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	入手元は、市町の窓口で受理した申請書等及び窓口端末またはデータ連携用機器に限定されており、送付または送信されるデータは市町において本人確認措置が行われている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	手元は、市町の窓口で受理した申請書等及び窓口端末またはデータ連携用機器に限定されており、送付または送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。 また、市町からのデータ送信によって入手した情報を兵庫県広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手元は、市町の窓口で受理した申請書等及び窓口端末またはデータ連携用機器に限定されており、送付または送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。 なお、被保険者に関する住民票の異動に関する情報については、市町が市町の窓口端末の画面入力にてデータベースに登録した情報と、市町の住基システムから入手した情報を突合し整合性チェックを行う。不整合がある場合には、確認リストを出力し、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。 また、兵庫県広域連合の標準システムにおいて対象者の検索結果を表示する画面には、個人識別情報と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、不正確な特定個人情報で事務を行うこと of リスクを軽減している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><b>【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県広域連合の標準システムは市町の窓口端末またはデータ連携用機器とのみ接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・兵庫県広域連合の標準システムと市町の窓口端末またはデータ連携用機器との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・兵庫県広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町の窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失すること of リスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。</li> <li>・市町の窓口端末で入力を行わない申請書等は紙で入手し、送付の際には配達状況が確認できる方法により送付することで、情報の漏えい及び送付時の紛失を防止する。</li> <li>・兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第19号)第44条及び45条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。</li> </ul> <p><b>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</b></p> <p><u>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</u></p> <p><u>・中間サーバーと兵庫県広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</u></p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	兵庫県広域連合では市町の宛名システムに相当するシステムは存在しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	兵庫県広域連合では広域連合の標準システム以外のシステムは存在しない。
その他の措置の内容	兵庫県広域連合の標準システムは独立したシステムとなっており、市町の窓口端末またはデータ連携用機器以外のネットワークシステムからアクセスできないようにすることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県広域連合の標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・兵庫県広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。</u></li> <li>・<u>共用のユーザIDの使用を禁止する。</u></li> <li>・<u>パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。</u></li> <li>・<u>退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。</u></li> </ul> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。</u></li> </ul>



アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span></p>
具体的な管理方法	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;      情報セキュリティ対策基準等に基づき、以下の管理を行う。      (1)ID/パスワードの発行管理      ・兵庫県広域連合の標準システムへのアクセス権限と事務の対応表を作成する。      ・兵庫県広域連合の標準システムへのアクセス権限が必要となった場合、事務取扱担当者が担当事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかの種別を確認し、事務に必要なアクセス権限(※1)のみを申請する。      ・情報システム管理者(※2)は、申請に基づき対応表を確認の上、承認(アクセス権限の付与)を行う。      (2)失効管理      ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、情報システム管理者は、権限を有していた事務取扱担当者の異動/退職情報を確認し、当該事由が生じた際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。      ※1:兵庫県広域連合の標準システムでは、ID、パスワード、操作可能とする機能を組み合わせて、操作(アクセス)権限を管理している。      ※2:兵庫県広域連合の情報セキュリティ対策基準では、情報システム管理者は所管する情報システムの設定変更等を行う権限を有するとともに、同システムの情報セキュリティに関する責任を有する。</p> <p>&lt;取りまとめ機関が定める兵庫県広域連合の運用における措置&gt;  <u>アクセス権限は、情報システム管理者(※3)が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、標準システムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。</u>      (1)発効管理  <u>・採用や異動などで中間サーバーを利用する事務を担当する職員等には、担当となる日から有効なアクセス権限を、管理者の指示により登録し、管理簿に記載する。</u>      (2)失効管理  <u>・異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう、情報システム管理者の指示により登録を変更し、管理簿に記載する。</u></p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;  <u>兵庫県広域連合の情報システム管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。</u>  <u>・IDは、ID付与権限をもった情報システム管理者用IDと一般的なユーザIDがある。</u>  <u>・支払基金が各医療保険者等の情報システム管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等において情報システム管理者が職員に対して一般的なユーザIDを付与することが可能となる。</u>  <u>・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御している。</u>  <u>・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。</u>  <u>・パスワードの最長有効期限を定めている。</u></p> <p>※3:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」には、「情報システム責任者」とされているが、当広域連合の情報セキュリティ対策基準では「情報システム管理者」が行うこととしている。</p>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span></p>
具体的な管理方法	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;      ・兵庫県の情報セキュリティ対策基準等に基づき、情報システム管理者は、以下のようなアクセス権限の管理を実施する。      ・情報システム管理者権限については、毎月1回に証跡(ログ)と使用記録の目視確認を行う。      ・一般ユーザ権限については、定期的にユーザー一覧を兵庫県広域連合の標準システムより画面出力し、ユーザ管理台帳と目視による突合を行ってアクセス権限の確認及び不正利用の確認を行う。      ・兵庫県広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。      ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。      ・兵庫県広域連合の標準システムでは、共用IDは使用しないこととしている。</p> <p>&lt;取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置&gt;  <u>・ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、情報システム管理者以外には行えないものとする。</u>  <u>・情報システム管理者は、ユーザIDやアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認を得て管理簿に記載し保管する。</u>  <u>・情報システム管理者は随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与など管理簿の点検・見直しを行う。</u>  <u>・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。</u></p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;  <u>・該当する当広域連合の職員等に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。</u></p>

特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</u></li> </ul> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。</u></li> </ul>		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。</li> <li>・兵庫県広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。</li> <li>・兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第44条および45条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>統合専用端末を利用した情報照会依頼時等において、兵庫県広域連合の職員に許可された事務／事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。</u></li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である



リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>＜標準システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GUIによるデータ抽出機能(※1)は兵庫県広域連合の標準システムに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・兵庫県広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。</li> <li>・兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第44条および45条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。</li> </ul> <p>※1:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出に当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>＜取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置＞</p> <p><u>委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。</u></li> <li>・<u>電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。</u></li> <li>・<u>被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。</u></li> <li>・<u>定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</u></li> </ul> <p>＜中間サーバーにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して兵庫県広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。</u></li> <li>・<u>委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。</u></li> </ul> <p>※2:統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[                  十分である                  ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている                  2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	





委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務。</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。</li> <li>・<u>特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。</u></li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止、<u>複写・複製の禁止。</u></li> <li>・<u>再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。</u></li> <li>・<u>漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。</u></li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。</li> <li>・<u>特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化。</u></li> <li>・従業員に対する監督・教育。</li> <li>・<u>委託先への監査、立入調査。</u></li> <li>・<u>データや書類の配送、授受、保管・管理方法。</u></li> <li>・契約内容の遵守状況について報告の義務付け</li> </ul> 等を定めるとともに委託先が兵庫県広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	
再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な内容	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務。</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。</li> <li>・<u>特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。</u></li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止、<u>複写・複製の禁止。</u></li> <li>・<u>再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。</u></li> <li>・<u>漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。</u></li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。</li> <li>・<u>特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化。</u></li> <li>・従業員に対する監督・教育。</li> <li>・<u>委託先への監査、立入調査。</u></li> <li>・<u>データや書類の配送、授受、保管・管理方法。</u></li> <li>・契約内容の遵守状況について報告の義務付け 等。</li> </ul> また再委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	
その他の措置の内容	磁気媒体を用いて特定個人情報ファイルを連携する場合及び紙媒体による特定個人情報の授受を行う場合は、当該授受について記録簿を作成し、一定期間保存する。また、磁気媒体内の情報を暗号化し、委託先以外で復元できないような仕組みを担保している。	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
なし		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>兵庫県広域連合の標準システムから市町の窓口端末及びデータ連携用機器へのデータ配信の実施においては、兵庫県広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが兵庫県広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が兵庫県広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</p> <p>記録の保存期間については、兵庫県後期高齢者医療広域連合文書規程第19条に従い、一定期間保存する。</p> <p>(注)市町の窓口端末へのデータ配信については、内部利用と整理されているが、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>兵庫県広域連合の標準システムから市町の窓口端末へのデータ配信については、において、同一部署内での内部利用の取扱いとされている。</p> <p>また、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めており、市町の窓口端末及びデータ連携用機器以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。</p> <p>・情報システム管理者は兵庫県広域連合の標準システムから市町へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県広域連合の標準システムからのデータ配信は、市町の窓口端末及びデータ連携用機器以外には行えない仕組みとなっており、配信処理が可能な職員等については、兵庫県広域連合の標準システムへのログインIDによる認可により事務取扱担当者に限定している。</li> <li>・兵庫県広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが兵庫県広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が兵庫県広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。</li> <li>・兵庫県広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。</li> <li>・兵庫県広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。</li> <li>・データ配信先の市町は、高齢者の医療の確保に関する法律第107条及び第108条(法令上の根拠)に基づき、保険料徴収等を行うためにデータを取り扱うため、データの用途は明確である。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県広域連合の標準システムからのデータ配信は、市町の窓口端末及びデータ連携用機器以外には行えない仕組みとなっている。</li> <li>・配信データと配信先については、必ず二人以上の担当者によって、兵庫県広域連合の標準システムへの入力(実行指示)内容の確認を行う。</li> <li>・兵庫県広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。</li> <li>・兵庫県広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
なし	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;  <u>情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。</u>  <u>なお、情報照会の要求を行う際、兵庫県広域連合の標準システム又は市町の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。</u></p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。          &lt;中間サーバーにおける措置&gt;  <u>①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</u>  <u>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</u>  <u>②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</u></p> <p>(※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報<del>を</del>リスト化したもの。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;  <u>中間サーバーを介することなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行うことはできないしくみとなっている。</u>  <u>情報照会に用いるインターフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規定されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインターフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。</u></p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。          &lt;中間サーバーにおける措置&gt;  <u>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</u>  <u>②中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</u>  <u>③中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</u></p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 <del>が</del> 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;  <u>情報照会によって入手した情報を兵庫県広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、照会要求との関連性や項目間の整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の情報保有機関に確認し、必要に応じて再度、情報照会を行うなどの措置を行う。</u></p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。          &lt;中間サーバーにおける措置&gt;  <u>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</u></p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容

＜標準システムにおける措置＞

- ・兵庫県広域連合の標準システムは市町の窓口端末及びデータ連携用機器とのみ接続され、接続には専用線を用いる。
- ・兵庫県広域連合の標準システムと市町の窓口端末及びデータ連携用機器との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
- ・兵庫県広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町の窓口端末・データ連携用機器との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。
- ・兵庫県広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。
- ・兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第44条および45条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

＜中間サーバーにおける措置＞

- ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
- ②中間サーバーは、外部システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない外部システムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。また、標準システムと中間サーバーとはオンライン接続しないこととしている。
- ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ④支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ⑤中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ⑥中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。

※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。



リスクへの対策は十分か	[ <u>十分である</u> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;  <u>兵庫県広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、兵庫県広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが兵庫県広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が兵庫県広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</u>  <u>記録の保存期間については、兵庫県後期高齢者医療広域連合文書規程第19条に従い、一定期間保存する。</u>  <u>また、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。</u>  <u>情報システム管理者は兵庫県広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。</u></p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;          ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。          ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ④支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ <u>十分である</u> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;  兵庫県広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、兵庫県広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが兵庫県広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が兵庫県広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。  記録の保存期間については、兵庫県後期高齢者医療広域連合文書規程第19条に従い、一定期間保存する。  また、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。  情報システム管理者は兵庫県広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。  なお、中間サーバーを介することなく、情報提供ネットワークシステムシステムに接続して情報提供を行うことはできないしくみとなっている。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。  &lt;中間サーバーにおける措置&gt;  ①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。  ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。  ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<input checked="" type="checkbox"/> 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;  中間サーバーを介することなく、情報提供ネットワークシステムシステムに接続して情報提供を行うことはできないしくみとなっている。  副本登録に用いるインターフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインターフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。  &lt;中間サーバーにおける措置&gt;  ①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。  ②データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。  ③統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを標準システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	<input checked="" type="checkbox"/> 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- ・統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステム的に制御する。
- ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。
- ・情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用ができる標準システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用しない運用をする。
- ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、情報システム管理者がパスワード設定した媒体以外は標準システム及び統合専用端末で使用できないようシステム的に制御する。
- ・標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。
- ・統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データはすべて削除する。
- ・リライトできる電子記録媒体又はフラッシュメモリではデータを保存せず、使用した都度、データをすべて削除する。

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

### <中間サーバーにおける措置>

- ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。
- ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
- ⑤中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	<p>&lt;標準システムサーバー等における措置&gt;  ・兵庫県広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの入館及びサーバー室への入退は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退は、許可された者に交付される磁気カードによる認証を実施している。  ・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。  ・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備えている。  ・情報連携等に用いる磁気媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所は、他の部屋と区別し、施錠管理している。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;  ・<u>中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる</u></p>	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;  ・兵庫県広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。  ・兵庫県広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。  ・兵庫県広域連合の標準システムのウイルス対策状況を集中管理する機能を用いて、ウイルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、情報システム管理者等が迅速に適用を行う。  ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。  ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> <p>&lt;取りまとめ機関が定める兵庫県広域連合の運用における措置&gt;  ・<u>統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離する。</u>  ・<u>統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。</u></p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;  ①<u>中間サーバーにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</u>  ②<u>中間サーバーではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</u>  ③<u>中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</u>  ④<u>導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</u>  ⑤<u>中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</u></p>	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容		
	再発防止策の内容		

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;  ・システム上、市町からの日次での送信データによって、住民基本台帳情報及び住登外登録情報等を入手し、兵庫県広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。  また、その他の情報についても、市町及び事務代行システムから定期的にデータ連携による入手を行うことで、兵庫県広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。</p> <p>&lt;取りまとめ機関が定める兵庫県広域連合の運用における措置&gt;  ・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関が定める兵庫県広域連合の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格審査時に中間サーバーの運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。</li> <li>・特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、中間サーバー委託区画に登録されている資格情報を削除する。</li> <li>・また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。</li> </ul>
その他の措置の内容	・紙媒体は、兵庫県後期高齢者医療広域連合文書規程第19条に基づき保管し、保管期間が経過したものについては、同規程第26条に基づき廃棄する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><u>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</u></p> <p><u>【運用上のルールによる措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底</li> <li>・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施</li> <li>・溶解処分業者の委託契約の見直しによる保存満了分文書廃棄の実施</li> <li>・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施</li> <li>・執務用デスク周辺の整理整頓及び退庁時の施錠の実施</li> <li>・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン</li> <li>・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施</li> <li>・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施</li> <li>・メディア媒体専用シュレッダーの導入による使用済みメディアの粉碎、廃棄の実施</li> <li>・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う</li> </ul> <p><u>【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】</u></p> <p>平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。</li> <li>(2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。</li> <li>(3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。</li> <li>(4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。</li> <li>(5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。</li> <li>(6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。</li> </ol>	



## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>兵庫県広域連合の統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者(※1)は、兵庫県広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について点検を行うために、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて定期的(年に1度実施)に又は必要に応じて点検を実施し、その点検結果及び点検結果に基づく改善策を取りまとめ、情報セキュリティ委員会(※2)に報告する。</p> <p>※1:情報セキュリティ対策基準により、広域連合長を最高情報統括責任者とし、広域連合事務局長を最高情報統括責任者直属の統括情報セキュリティ責任者とする。また、兵庫県広域連合の課長を情報セキュリティ管理者とし、情報システム課長を情報システム管理者とする。統括情報セキュリティ責任者は、兵庫県広域連合における全てのネットワーク、情報システムにおける情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。</p> <p>※2:情報セキュリティ対策基準により、情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティに関する重要な事項を決定する。委員長は最高情報統括責任者をもって充て、委員は統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者をもって充てる。</p>	
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>・兵庫県広域連合の情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ監査統括責任者を指名し、定期的に又は必要に応じて監査を行わせる。</p> <p>・情報セキュリティ監査統括責任者は、監査実施計画を立案し、情報セキュリティ委員会の承認を得て監査を実施し、監査結果を取りまとめて情報セキュリティ委員会に報告する。</p> <p>・最高情報統括責任者は、監査結果を踏まえ、対処を指示する。</p> <p>・最高情報統括責任者は、監査結果及び改善対応状況について、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に報告する。</p> <p>&lt;取りまとめ機関が定める兵庫県広域連合の運用における措置&gt;  <u>兵庫県広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び兵庫県広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。</u></p>	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・職員及び嘱託員の就任時には、情報セキュリティ管理者が、兵庫県広域連合及び市町職員を対象とした新任担当者研修会の中で個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を実施している。</p> <p>・また、就任時以外にも、兵庫県広域連合の全職員を対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を、定期的に(年に1度実施)実施している。</p> <p>・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報セキュリティ管理者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。</p> <p>・違反行為を行った職員に対しては、都度指導の上、違反行為の重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)による懲戒処分の対象とする。</p> <p>&lt;取りまとめ機関が定める兵庫県広域連合の運用における措置&gt;  <u>・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。</u></p>	
3. その他		
なし		

<b>V 開示請求、問い合わせ</b>	
<b>1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
①請求先	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号(センタープラザ内) 兵庫県後期高齢者医療広域連合 総務課 ※郵送の場合の宛先についても同上
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について兵庫県広域連合のホームページ上でわかりやすく表示する。
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料額:単色刷り 1枚につき10円 郵送の場合は郵便料金相当額 ) 納付方法:来所の場合は現金、郵送の場合は振込み
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	-
公表場所	-
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
<b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ</b>	
①連絡先	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号(センタープラザ内) 兵庫県後期高齢者医療広域連合 情報システム課
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせであれば、関係先等にその事実確認を行うための標準的な処理期間を有する。

## VI 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	-
②しきい値判断結果	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる <input type="checkbox"/> 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) <input type="checkbox"/> 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) <input type="checkbox"/> 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	兵庫県広域連合事務局及びのホームページ、市町の後期高齢者医療担当課窓口において全項目評価書(案)を閲覧に供し意見を募集予定
②実施日・期間	平成28年12月16日から平成29年1月13日までの29日間
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし

### 3. 第三者点検

①実施日	平成29年1月23日(予定)
②方法	兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会で実施する。
③結果	

### 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」			
提供先※	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1 厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2 全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二 第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3 健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4 厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 第4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5 全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二 第5項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6 都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 第26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
7 市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
8 日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号 別表第二 第33項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
9 国家公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二 第39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
10 市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二 第42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
11 地方公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二 第58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12 市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13 後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号 別表第二 第80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
14 市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第82項	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
15 都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16 市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第93項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
17			
18			

※・当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。  
・情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。  
・ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 本基本方針は、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、広域連合が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) システム利用団体

広域連合の情報システムを利用する兵庫県内の全ての市町

(9) 職員

広域連合の職員（一般職、特別職を問わない。また、非常勤職員、臨時職員及び契約等により当該業務に従事する者を含む。）をいう。

(10) 利用者

システム利用団体において広域連合の情報システムを利用する者をいう。

(11) 外部委託事業者

広域連合から情報システムの開発・運用や、データの保管等を委託された外部委託事業者をいう。

(12) 監査

広域連合の管理の下にある情報資産に対して実施する情報セキュリティ監査をいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(適用範囲と情報資産の範囲)

第4条 本基本方針が適用される範囲は、職員、利用者及び外部委託事業者とする。

2 本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合が管理するすべてのネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体並びに情報システムへ入力する紙媒体の情報
- (2) 前項に関するネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (3) 前二項に関する情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(遵守義務)

第5条 職員、利用者及び外部委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

広域連合の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全組織的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

広域連合の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 物理的セキュリティ

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び職員のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員、利用者及び外部委託事業者が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策及び不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用



情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 第6条から第8条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第10条 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

2 情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより広域連合の事業運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附則

(施行期日)

この基本方針は、平成19年6月25日より施行する。

附則

この基本方針は、平成27年12月28日より施行する。

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準

## 第1章 対象範囲

(適用の範囲)

第1条 本対策基準が適用される範囲は、職員、利用者及び外部委託事業者とする。

(情報資産の範囲)

第2条 本対策基準が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合が管理する全てのネットワーク及び情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体並びに情報システムへ入力する紙媒体の情報（以下「紙媒体情報」という。）
- (2) 前項に関するネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (3) 前二項に関する情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

図1 情報資産の範囲

別紙参照

## 第2章 組織体制

(最高情報統括責任者)

第3条 広域連合長を、最高情報統括責任者（CIO ; Chief Information Officer）とする。最高情報統括責任者は、広域連合が管理する全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。

- 2 最高情報統括責任者は、必要に応じ、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家をアドバイザーとして置くものとする。

(統括情報セキュリティ責任者)

第4条 広域連合事務局長を、最高情報統括責任者直属の統括情報セキュリティ責任者（CISO; Chief Information Security Officer）とする。統括情報セキュリティ責任者は最高情報統括責任者を補佐しなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者は、広域連合が管理する全てのネットワーク及び情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、広域連合が管理する全てのネットワーク及び情報システムにおける情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。
- 4 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者及び情報システム担当者に対して、情報セキュリティに関する指導及び助言を行う権限を有する。
- 5 統括情報セキュリティ責任者は、広域連合の情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合に、最高情報統括責任者の指示に従い、最高情報統括責任者が不在の場合には自らの判断に基づき、必要かつ十分な措置を行う権限及び責任を有する。
- 6 統括情報セキュリティ責任者は、広域連合の共通的なネットワーク、情報システム及び情報資産に関する情報セキュリティ実施手順の維持・管理を行う権限及び責任を有する。
- 7 統括情報セキュリティ責任者は、緊急時等の円滑な情報共有を図るため、最高情報統括責任者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、情報システム担当者及び利用責任者を網羅する連絡体制を整備しなければならない。
- 8 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティポリシーの遵守に関する意見の集約及び職員、利用者及び外部委託事業者に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。

(情報セキュリティ管理者)

第5条 広域連合の課長を、情報セキュリティ管理者とする。

- 2 情報セキュリティ管理者はその所管する課の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。
- 3 情報セキュリティ管理者は、その所掌する課において、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合には、統括情報セキュリティ責任者及び最高情報統括責任者へ速やかに報告を行い、指示を仰がなければならない。

(情報システム管理者)

第6条 情報システム課長を、当該情報システムに関する情報システム管理者とする。

- 2 情報システム管理者は、所管する情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。
- 3 情報システム管理者は、所管する情報システムにおける情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。
- 4 情報システム管理者は、所管する情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の作成・維持・管理を行う。

(情報システム担当者)

第7条 情報システム管理者の指示等に従い、情報システムの開発、設定の変更、運用、更新等の作業を行う者を、情報システム担当者とする。

(情報セキュリティ委員会)

第8条 広域連合の情報セキュリティ対策を統一的に行うため、情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティポリシー等、情報セキュリティに関する重要な事項を決定する。

- 2 委員会の委員長は最高情報統括責任者をもって充てる。
- 3 委員会の委員は統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者をもって充てる。

(システム利用団体)

第9条 広域連合の情報システムは、システム利用団体との共同による開発・利用を基本とする。また、システム利用団体は、情報システムの運用にあたり情報セキュリティの維持向上に努めるものとする。

(利用責任者)

第10条 システム利用団体に情報システムの利用責任者(以下、「利用責任者」という。)を置く。

- 2 利用責任者は、システム利用団体において選任する。
- 3 利用責任者は、システム利用団体においてこの情報セキュリティポリシー及び情報システム管理者が定める実施手順が遵守されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 利用責任者は、システム利用団体において、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合には、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者(不在の場合は統括情報セキュリティ責任者)へ速やかに報告を行い、指示を仰がなければならない。

(利用者)

第11条 利用者は、この情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守し、情報システムを適正に利用しなければならない。

(兼務の禁止)

第12条 情報セキュリティ対策の実施において、やむを得ない場合を除き、承認又は許可の申請を行う者とその承認者又は許可者は、同じ者が兼務してはならない。

- 2 監査を受ける者とその監査を実施する者は、やむを得ない場合を除き、同じ者が兼務してはならない。

## 図2 情報セキュリティ推進体制

別紙参照

## 図3 情報セキュリティ連絡体制

別紙参照

### 第3章 情報資産の分類と管理について

#### (情報資産の分類)

第13条 広域連合における情報資産は、機密性、完全性及び可用性を踏まえ、次のとおり分類する。また、必要に応じ取扱制限を行うものとする。

分類	分類基準
I	・業務上必要とする最小限の者のみが扱う情報で、情報が脅威にさらされた場合に組織運営に被害を受ける情報又はプライバシー等へ重大な影響を及ぼす情報 ・公開することを予定していない情報で、情報が脅威にさらされた場合に実害を受ける危険性が高い情報
II	・公開することを予定していない情報で、情報が脅威にさらされた場合に実害を受ける危険性は低いと判断される情報
III	・外部に公開する情報 ・上記以外の情報

#### (管理責任)

第14条 情報セキュリティ管理者は、その所管する情報資産について管理責任を有する。

- 2 利用責任者は、その所管する情報資産について管理責任を有する。  
3 情報資産が複製又は伝送された場合には、複製等された情報資産も前条の分類に基づき管理しなければならない。

#### (情報の作成及び入手)

第15条 職員、利用者及び外部委託事業者は、業務上必要のない情報を作成、入手してはならない。

- 2 職員及び利用者は、情報を第13条の分類に基づき、適切に管理しなければならない。

#### (情報資産の利用)

第16条 職員、利用者及び外部委託事業者は、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。

- 2 職員、利用者及び外部委託事業者は、情報資産の分類に応じ、適切な取扱いをしなければならない。

#### (情報資産の保管)

第17条 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、情報資産の分類に従って、情報資産を適切に保管しなければならない。

#### (情報の送信)

第18条 分類Iの情報は、電子メール等により送信を行ってはならない。

- 2 業務上やむを得ず送信をする場合は、情報セキュリティ管理者に許可を得たうえで、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行わなければならない。

(情報資産の運搬)

第19条 車両等により分類Ⅰの情報資産を運搬する場合は、必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

2 分類Ⅰの情報資産を運搬する場合は、情報セキュリティ管理者に許可を得なければならない。

(情報資産の提供・公表)

第20条 分類Ⅰの情報資産を外部に提供する場合は、必要に応じ暗号化又はパスワードの設定を行わなければならない。

2 分類Ⅰの情報資産を外部に提供する場合は、情報セキュリティ管理者に許可を得なければならない。

3 情報セキュリティ管理者は、外部に公開する情報資産について、完全性を確保しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第21条 分類Ⅰの情報資産を記録している記録媒体が不要になった場合、記録媒体の初期化等、情報を復元できないように処置した上で廃棄しなければならない。

2 情報資産の廃棄を行う場合は、行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。

3 情報資産の廃棄を行う場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

## 第4章 物理的セキュリティ

### 第1節 サーバ等の管理

(機器の取付け)

第22条 情報システム管理者及び利用責任者は、サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

(サーバの二重化)

第23条 情報システム管理者は、重要情報を格納しているサーバ、セキュリティサーバ、住民サービスに関するサーバ及びその他の基幹サーバを二重化し、ミラーリング等により同一データを保持しなければならない。

2 情報システム管理者は、メインサーバに障害が発生した場合に、速やかにセカンダリサーバを起動し、システムの運用停止時間を最小限にしなければならない。

(機器の電源)

第24条 情報システム管理者は、統括情報セキュリティ責任者及び施設管理部門と連携し、サーバ等の機器の電源について、停電等による電源供給の停止に備え、当該機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備え付けなければならない。

2 情報システム管理者は、統括情報セキュリティ責任者及び施設管理部門と連携し、落雷等による過電流に対して、サーバ等の機器を保護するための措置を講じなければならない。

(通信ケーブル等の配線)

第25条 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び利用責任者は、施設管理部門と連携し、通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用する等必要な措置を講じなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び利用責任者は、主要な箇所の通信ケーブル及び電源ケーブルについて、施設管理部門から損傷等の報告があった場合、連携して対応しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び利用責任者は、ネットワーク接続口（ハブのポート等）を他者が容易に接続できない場所に設置する等適切に管理しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び利用責任者は、自ら又は情報システム担当者及び契約により操作を認められた外部委託事業者以外の者が逡線を変更、追加できないように必要な措置を施さなければならない。

#### （機器の保守及び修理）

第26条 情報システム管理者は、迅速な保守体制を確保しなければならない。

- 2 情報システム管理者は、記憶媒体を内蔵する機器を外部の事業者修理させる場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合、情報システム管理者は、外部の事業者修理に故障を修理させるにあたり、修理を委託する事業者との間で、守秘義務契約を締結する他、秘密保持体制の確認などを行わなければならない。

#### （広域連合事務局以外への機器の設置）

第27条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、広域連合事務局以外にサーバ等の機器を設置する場合、最高情報統括責任者の承認を得なければならない。

- 2 業務委託によって前項を実施する場合、第22条から第26条及び第28条から第30条に準ずる内容を満たしていることを確認するとともに、サーバ等設置場所の管理者との間でその遵守について明記した契約を締結しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、定期的に当該機器への情報セキュリティ対策状況について確認しなければならない。

#### （機器の廃棄等）

第28条 情報システム管理者は、機器を廃棄、リース返却等をする場合、機器内部の記憶装置から、すべての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

## 第2節 管理区域の管理

#### （管理区域の構造等）

第29条 管理区域とは、広域連合事務局内においてネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋及び電磁的記録媒体並びに紙媒体情報の保管庫となる部屋をいう。

- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、施設管理部門と連携して、管理区域から外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵等によって許可されていない立入りを防止しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、管理区域内の機器等に、転倒及び落下防止等の耐震対策、防火措置等を講じなければならない。

#### （管理区域の入退室管理等）

第30条 情報システム管理者は、管理区域への入退室を許可された者のみに制限し、ICカード、指紋認証等の生体認証又は入退室管理簿の記載等による入退室管理を行わなければならない。

- 2 職員及び外部委託事業者は、管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、求めにより提示しなければならない。
- 3 情報システム管理者は、外部からの訪問者が管理区域に入る場合には、必要に応じて立ち入り区域を制限した上で、管理区域への入退室を許可された職員が付き添うものとし、外見上職員と区別できる措置を講じなければならない。
- 4 情報システム管理者は、分類Ⅰの情報資産を扱うシステムを設置している管理区域について、



当該情報システムに関連しないコンピュータ、通信回線装置、外部記録媒体等を持ち込ませないようにしなければならない。

(機器等の搬入出)

- 第31条 情報システム管理者は、搬入する機器等が、既存の情報システムに与える影響について、あらかじめ職員又は外部委託事業者を確認を行わせなければならない。
- 2 情報システム管理者は、管理区域の機器等の搬入出について、職員を立ち会わせなければならない。

### 第3節 通信回線及び通信回線装置の管理

(通信回線及び通信回線装置の管理)

- 第32条 統括情報セキュリティ責任者は、広域連合事務局内の通信回線及び通信回線装置を、施設管理部門と連携し、適切に管理しなければならない。また、通信回線及び通信回線装置に関連する文書を適切に保管しなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、広域連合事務局外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、できる限り接続ポイントを減らさなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、分類Ⅰの情報資産を取り扱う情報システムに通信回線を接続する場合、必要なセキュリティ水準を検討の上、適切な回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、送受信される情報の暗号化を行わなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者は、ネットワークに使用する回線について、伝送途上に情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように十分なセキュリティ対策を実施しなければならない。また、無線LANの使用は認めてはならない。

### 第4節 パソコン等の管理

(パソコン等の管理)

- 第33条 情報システム管理者は、執務室等のパソコン等の端末について、盗難防止のための物理的措置を講じなければならない。
- 2 情報システム管理者は、情報システムへのログインパスワードの入力を必要とするように設定しなければならない。

## 第5章 人的セキュリティ

### 第1節 遵守事項

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

- 第34条 職員、利用者及び外部委託事業者は、情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰がなければならない。

(業務以外の目的での使用の禁止)

- 第35条 職員、利用者及び外部委託事業者は、業務以外の目的で情報資産の外部への持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを行ってはならない。

(パソコン等の端末の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限)

- 第36条 最高情報統括責任者は、分類Ⅰの情報資産を外部で処理する場合における安全管理措置を定めなければならない。

- 2 職員及び外部委託事業者は、広域連合が管理するパソコン等の端末、記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- 3 職員及び外部委託事業者は、外部で情報処理業務を行う場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- 4 システム利用団体は、広域連合が管理する機器等の撤去、移設等（軽微なものを除く）を行おうとする場合には、事前に統括情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

(パソコン等の端末等の持込)

第37条 職員及び外部委託事業者は、私物のパソコン及び記録媒体を広域連合事務局内に持ち込んで서는ならない。

(パソコン等の端末におけるセキュリティ設定変更の禁止)

第38条 職員及び外部委託事業者は、パソコン等の端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を情報システム管理者の許可なく変更してはならない。

(机上の端末等の管理)

第39条 職員及び外部委託事業者は、パソコン等の端末や記録媒体、情報が印刷された文書等及び紙媒体情報について、第三者に使用されること、又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロックや記録媒体、文書等の容易に閲覧されない場所への保管等、適切な措置を講じなければならない（クリアデスク・クリアスクリーン）。

(退職時等の遵守事項)

第40条 職員、利用者及び外部委託事業者は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を、返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(非常勤、臨時職員及び契約等により当該業務に従事する者への対応)

第41条 広域連合の非常勤、臨時職員及び契約等により当該業務に従事する者に対しては、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 情報セキュリティポリシー等の遵守に対する同意

情報セキュリティ管理者は、非常勤、臨時職員及び契約等により当該業務に従事する者の採用時等の際、必要に応じ、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書への署名を求めるものとする。

- (2) インターネット接続及び電子メール使用等の制限

情報セキュリティ管理者は、非常勤、臨時職員及び契約等により当該業務に従事する者にパソコン等の端末による作業を行わせる場合において、インターネットへの接続及び電子メールの使用等が不要の場合、これを利用できないようにしなければならない。

(情報セキュリティポリシー等の掲示)

第42条 情報セキュリティ管理者は、職員、利用者及び外部委託事業者が常に情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるように掲示するとともに、周知しなければならない。

## 第2節 研修・訓練

(情報セキュリティに関する研修・訓練)

第43条 最高情報統括責任者は、定期的に情報セキュリティに関する研修（個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護に関する研修を含む。以下同じ。）・訓練を実施しなければならない。

(研修計画の立案及び実施)

- 第44条 最高情報統括責任者は、職員及び利用者に対する情報セキュリティに関する研修計画を定期的に立案し、情報セキュリティ委員会の承認を得なければならない。
- 2 研修計画において、職員及び利用者は毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるようにしなければならない。
  - 3 研修は、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、情報システム担当者、その他職員及び利用者に対して、それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものに行わなければならない。
  - 4 最高情報統括責任者は、毎年度1回、情報セキュリティ委員会に対して、職員及び利用者の情報セキュリティ研修の実施状況について報告しなければならない。

(研修・訓練への参加)

第45条 職員及び利用者は、定められた研修・訓練に参加しなければならない。

### 第3節 事故、欠陥等の報告

(内部からの事故等の報告)

- 第46条 職員、利用者及び外部委託事業者は、情報セキュリティに関する事故、システム上の欠陥及び誤動作を発見した場合、速やかに情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。
- 2 報告を受けた情報セキュリティ管理者は、当該事故等が情報システムに関連する場合、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に報告しなければならない。
  - 3 情報セキュリティ管理者は、報告のあった事故等について、必要に応じて最高情報統括責任者に報告しなければならない。

(住民等外部からの事故等の報告)

- 第47条 職員、利用者及び外部委託事業者は、広域連合が管理するネットワーク及び情報システム等の情報資産に関する事故、欠陥について、住民等外部から報告を受けた場合、情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。
- 2 報告を受けた情報セキュリティ管理者は、当該事故等が情報システムに関連する場合、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に報告しなければならない。また、当該事故等がネットワークに関連する場合は、統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
  - 3 情報セキュリティ管理者は、当該事故等について、必要に応じて最高情報統括責任者に報告しなければならない。

(事故等の分析・記録等)

第48条 統括情報セキュリティ責任者は、事故等を引き起こした部門の情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者と連携し、これらの事故等を分析し、記録を保存しなければならない。

### 第4節 ID及びパスワード等の管理

(IDの取扱い)

- 第49条 職員、利用者及び外部委託事業者は、自己の管理するIDに関し、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。
  - (2) 共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。

(パスワードの取扱い)

- 第50条 職員、利用者及び外部委託事業者は、自己の管理するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。

- (2) パスワードを記載したメモを作成してはならない。
- (3) パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない。
- (4) パスワードが流出したおそれがある場合には、情報セキュリティ管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更しなければならない。
- (5) パスワードは定期的、又はアクセス回数に基づいて変更し、古いパスワードを再利用してはならない。
- (6) 複数の情報システムを扱う職員、利用者及び外部委託事業者は、同一のパスワードをシステム間で用いてはならない。
- (7) 仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更しなければならない。
- (8) パソコン等の端末のパスワードの記憶機能を利用してはならない。
- (9) 職員、利用者及び外部委託事業者間でパスワードを共有してはならない。

## 第6章 技術的セキュリティ

### 第1節 コンピュータ及びネットワークの管理

(文書サーバの設定等)

第51条 情報システム管理者は、職員及び外部委託事業者が使用できる文書サーバの容量を設定し、職員及び外部委託事業者に周知しなければならない。

- 2 情報システム管理者は、文書サーバを課の単位で構成し、職員及び外部委託事業者が他課のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように、設定しなければならない。
- 3 情報システム管理者は、特定個人情報等及び人事記録等、特定の職員等しか取扱えないデータについて、別途ディレクトリを作成する等の措置を講じ、同一課であっても、担当以外の職員及び外部委託事業者が閲覧及び使用できないようにしなければならない。

(バックアップの実施)

第52条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ファイルサーバ等に記録された情報について、サーバの二重化対策に関わらず、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。

(システム管理記録及び作業の確認)

第53条 情報システム管理者は、所管する情報システムの運用において実施した作業について、作業記録を作成しなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、所管するシステムにおいて、システム変更等の作業を行った場合は、作業内容について記録を作成し、窃取、改ざん等をされないように適切に管理しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者又は情報システム担当者及び契約により操作を認められた外部委託事業者がシステム変更等の作業を行う場合は、2名以上で作業し、互いにその作業を確認しなければならない。

(情報システム仕様書等の管理)

第54条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ネットワーク構成図、情報システム仕様書について、記録媒体に関わらず、業務上必要とする者以外の者が閲覧したり、紛失等がないよう、適切に管理しなければならない。

(アクセス記録の取得等)

第55条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。

- 2 重要システム等の管理を外部委託する場合は、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保

に必要な記録を取得させなければならず、その旨を契約に明記しなければならない。

- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、アクセス記録等が窃取、改ざん、誤消去等されないように必要な措置を講じなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、システムから自動出力したアクセス記録等について、必要に応じ、外部記録媒体にバックアップしなければならない。

#### (障害記録)

第56条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、職員、利用者及び外部委託事業者からのシステム障害の報告、システム障害に対する処理結果又は問題等を、障害記録として記録し、適切に保存しなければならない。

#### (ネットワークの接続制御、経路制御等)

- 第57条 統括情報セキュリティ責任者は、フィルタリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等を設定しなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、不正アクセスを防止するため、ネットワークに適切なアクセス制御を施さなければならない。

#### (ネットワークの領域分割)

第58条 情報システム管理者は、特に重要なネットワーク及び情報システムについては、他のネットワーク及び情報システムと領域を分割しなければならない。

#### (外部ネットワークとの接続制限等)

- 第59条 情報システム管理者は、所管するネットワークを広域連合の管理外のネットワーク（以下、「外部ネットワーク」という。）と接続しようとする場合には、最高情報統括責任者及び統括情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。
- 2 情報システム管理者は、接続しようとする外部ネットワークに係るネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等を詳細に調査し、所管するすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産に影響が生じないことを確認しなければならない。
  - 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ウェブサーバ等をインターネットに公開する場合、所管するネットワークへの侵入を防御するために、ファイアウォール等を外部ネットワークとの境界に設置したうえで接続しなければならない。
  - 4 情報システム管理者は、接続した外部ネットワークのセキュリティに問題が認められ、情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、統括情報セキュリティ責任者の判断に従い、速やかに当該外部ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

#### (ネットワークの盗聴対策)

第60条 統括情報セキュリティ責任者は、機密性の高い情報を扱うネットワークについて、情報の盗聴等を防ぐため、暗号化等の措置を講じなければならない。

#### (電子メールのセキュリティ管理)

- 第61条 統括情報セキュリティ責任者は、職員以外の外部の者により、外部から外部への電子メール転送（電子メールの中継処理）が行われることを不可能とするよう、電子メールサーバの設定を行わなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、大量のスパムメール等の受信又は送信を検知した場合は、メールサーバの運用を停止しなければならない。
  - 3 統括情報セキュリティ責任者は、電子メールの送受信容量の上限を設定し、上限を超える電子メールの送受信を不可能にしなければならない。
  - 4 統括情報セキュリティ責任者は、職員が使用できる電子メールボックスの容量の上限を設定し、上限を超えた場合の対応を職員に周知しなければならない。

(電子メールの利用制限)

- 第62条 職員及び外部委託事業者は、自動転送機能を用いて、電子メールを転送してはならない。
- 2 職員及び外部委託事業者は、業務上必要のない送信先に電子メールを送信してはならない。
  - 3 職員及び外部委託事業者は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにしなければならない。
  - 4 職員及び外部委託事業者は、重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。
  - 5 職員及び外部委託事業者は、ウェブで利用できるフリーメール、ネットワークストレージサービス等を使用してはならない。

(暗号化)

- 第63条 職員は、情報資産の分類により定めた取扱制限に従い、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合には、最高情報統括責任者が定めた暗号化又はパスワード設定の方法を使用して、送信しなければならない。

(無許可ソフトウェアの導入等の禁止)

- 第64条 職員、外部委託事業者は、サーバ、パソコン等に無断でソフトウェアを導入してはならない。
- 2 利用者においては、広域連合が管理する機器等に無断でソフトウェアを導入してはならない。
  - 3 職員、利用者及び外部委託事業者は、業務上の必要がある場合は、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て、ソフトウェアを導入することができる。
  - 4 職員、利用者及び外部委託事業者は、不正にコピーしたソフトウェアを利用してはならない。

(機器構成の変更の制限)

- 第65条 職員、利用者及び外部委託事業者は、サーバ、パソコン等に対し機器の改造及び増設・交換を行ってはならない。
- 2 職員、利用者及び外部委託事業者は、業務上、サーバ、パソコン等に対し機器の改造及び増設・交換を行う必要がある場合には、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得なければならない。

(無許可でのネットワーク接続の禁止)

- 第66条 職員、利用者及び外部委託事業者は、統括情報セキュリティ責任者の許可なくサーバ、パソコン等をネットワークに接続してはならない。

(業務以外の目的でのウェブ閲覧の禁止)

- 第67条 職員及び外部委託事業者は、業務以外の目的でウェブを閲覧してはならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、職員及び外部委託事業者のウェブ利用について、明らかに業務に関係のないサイトを閲覧していることを発見した場合は、情報セキュリティ管理者に通知し適切な措置を求めなければならない。

## 第2節 アクセス制御

(アクセス制御)

- 第68条 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、所管するネットワーク又は情報システムごとにアクセスする権限のない職員、利用者及び外部委託事業者がアクセスできないように、システム上制限しなければならない。

(利用者IDの取扱い)

- 第69条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、利用者の登録、変更、抹消等



の情報管理、職員、利用者及び外部委託事業者の異動、出向、退職者等に伴う利用者IDの取扱い等の方法を定めなければならない。

- 2 職員、利用者及び外部委託事業者は、業務上必要がなくなった場合は、利用者登録を抹消するよう、統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者に通知しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、利用されていないIDが放置されないよう、点検しなければならない。

(特権を付与されたIDの管理等)

第70条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者は、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者が指名し、最高情報統括責任者が認めた者でなければならない。
- 3 最高情報統括責任者は、代行者を認めた場合、速やかに統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者に通知しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、特権を付与されたID及びパスワードの変更について、外部委託事業者に行わせてはならない。
- 5 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、特権を付与されたID及びパスワードについて、職員、利用者及び外部委託事業者の端末等のパスワードよりも定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化しなければならない。

(外部からのアクセス等の制限)

第71条 職員、外部委託事業者が広域連合事務局内部のみで使用するネットワーク又は情報システムに外部からアクセスする場合は、統括情報セキュリティ責任者及び当該情報システムを管理する情報システム管理者の許可を得なければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者は、内部のネットワーク又は情報システムに対する外部からのアクセスを、アクセスが必要な合理的理由を有する必要最小限の者に限定しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、外部からのアクセスを認める場合、システム上利用者の本人確認を行う機能を確保しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者は、外部からのアクセスを認める場合、通信途上の盗聴を防御するために暗号化等の措置を講じなければならない。
- 5 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部からのアクセスに利用するパソコン等の端末を職員、利用者及び外部委託事業者に貸与する場合、セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 職員、利用者及び外部委託事業者は、持ち込んだ又は外部から持ち帰ったパソコン等の端末を内部のネットワークに接続する前に、コンピュータウイルスに感染していないこと、パッチの適用状況等を確認しなければならない。

(パスワードに関する情報の管理)

第72条 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、職員、利用者及び外部委託事業者のパスワードに関する情報を厳重に管理しなければならない。パスワードファイルを不正利用から保護するため、オペレーティングシステム等でパスワード設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、職員、利用者及び外部委託事業者に対してパスワードを発行する場合は、仮のパスワードを発行し、ログイン後直ちに仮のパスワードを変更させなければならない。

(特権による接続時間の制限)

第73条 情報システム管理者は、特権によるネットワーク及び情報システムへの接続時間を必要

最小限に制限しなければならない。

### 第3節 システム開発、導入、保守等

(情報システムの調達)

第74条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報システム開発、導入、保守等の調達にあたっては、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、機器及びソフトウェアの調達にあたっては、当該製品のセキュリティ機能を調査し、情報セキュリティ上問題のないことを確認しなければならない。

(情報システムの開発)

第75条 情報システムの開発にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) システム開発における責任者及び作業者の特定  
情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者を特定しなければならない。
- (2) システム開発における責任者、作業者のIDの管理
  - ア 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用するIDを管理し、開発完了後、開発用IDを削除しなければならない。
  - イ 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を設定しなければならない。
- (3) システム開発に用いるハードウェア及びソフトウェアの管理
  - ア 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用するハードウェア及びソフトウェアを特定しなければならない。
  - イ 情報システム管理者は、利用を認めたソフトウェア以外のソフトウェアが導入されている場合、当該ソフトウェアをシステムから削除しなければならない。

(情報システムの導入)

第76条 情報システムの導入にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 開発環境と運用環境の分離及び移行手順の明確化
  - ア 情報システム管理者は、システム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発・保守計画の策定時に手順を明確にしなければならない。
  - イ 情報システム管理者は、移行の際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確実にし、移行に伴う情報システムの停止等の影響が最小限になるよう配慮しなければならない。
- (2) テスト
  - ア 情報システム管理者は、新たに情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
  - イ 情報システム管理者は、運用テストを行う場合、あらかじめ擬似環境による操作確認を行わなければならない。
  - ウ 情報システム管理者は、特定個人情報等及び機密性の高い生データを、テストデータに使用してはならない。

(システム開発・保守に関連する資料等の保管)

第77条 情報システム管理者は、システム開発・保守に関連する資料及び文書を適切な方法で保管しなければならない。

- 2 情報システム管理者は、テスト結果を一定期間保管しなければならない。
- 3 情報システム管理者は、情報システムに係るソースコードを適切な方法で保管しなければならない。

(情報システムにおける入出力データの正確性の確保)

第78条 情報システム管理者は、情報システムに入力されるデータについて、範囲、妥当性のチェック機能及び不正な文字列等の入力を除去する機能を組み込むように情報システムを設計しなければならない。

2 情報システム管理者は、故意又は過失により情報が改ざんされる又は漏えいするおそれがある場合に、これを検出するチェック機能を組み込むように情報システムを設計しなければならない。

3 情報システム管理者は、情報システムから出力されるデータについて、情報の処理が正しく反映され、出力されるように情報システムを設計しなければならない。

(情報システムの変更管理)

第79条 情報システム管理者は、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴を作成しなければならない。

(開発・保守用のソフトウェアの更新等)

第80条 情報システム管理者は、開発・保守用のソフトウェア等を更新、又はパッチの適用をする場合、他の情報システムとの整合性を確認しなければならない。

#### 第4節 不正プログラム対策

(統括情報セキュリティ責任者の措置事項)

第81条 統括情報セキュリティ責任者は、不正プログラム対策として、次の事項を措置しなければならない。

(1) 外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止しなければならない。

(2) 外部ネットワークに送信するファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムの外部への拡散を防止しなければならない。

(3) コンピュータウイルス等の不正プログラム情報を収集し、必要に応じ職員、利用者及び外部委託事業者に対して注意喚起しなければならない。

(4) 所掌するサーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させなければならない。

(5) 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保たなければならない。

(6) 不正プログラム対策のソフトウェアは、常に最新の状態に保たなければならない。

(情報システム管理者の措置事項)

第82条 情報システム管理者は、不正プログラム対策に関し、次の事項を措置しなければならない。

(1) 情報システム管理者は、その所掌するサーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアをシステムに常駐させなければならない。

(2) 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保たなければならない。

(3) 不正プログラム対策のソフトウェアは、常に最新の状態に保たなければならない。

(4) インターネットに接続していないシステムにおいて、記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、広域連合が管理している媒体以外を職員、利用者及び外部委託事業者には利用させてはならない。また、不正プログラムの感染、侵入が生じる可能性が著しく低い場合を除き、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施しなければならない。

(遵守事項)

第83条 職員、利用者及び外部委託事業者は、不正プログラム対策に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) パソコン等の端末において、不正プログラム対策ソフトウェアが導入されている場合は、当該ソフトウェアの設定を変更してはならない。
- (2) 外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合には、必ず不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを行わなければならない。
- (3) 差出人が不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合は、速やかに削除しなければならない。
- (4) 端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的実施しなければならない。
- (5) 添付ファイルが付いた電子メールを送受信する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアでチェックを行わなければならない。
- (6) 統括情報セキュリティ責任者が提供するウイルス情報を、常に確認しなければならない。
- (7) コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合は、LAN ケーブルの即時取り外し又は機器の電源遮断を行わなければならない。

第5節 不正アクセス対策

(統括情報セキュリティ責任者の措置事項)

第84条 統括情報セキュリティ責任者は、不正アクセス対策として、以下の事項を措置しなければならない。

- (1) 使用されていないポートを閉鎖しなければならない。
- (2) 不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するために、データの書換えを検出し、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へ通報するよう、設定しなければならない。

(攻撃の予告)

第85条 最高情報統括責任者、統括情報セキュリティ責任者及び利用責任者は、サーバ等に攻撃を受けることが明確になった場合、システムの停止を含む必要な措置を講じなければならない。また、関係機関と連絡を密にして情報の収集に努めなければならない。

(記録の保存)

第86条 最高情報統括責任者、統括情報セキュリティ責任者及び利用責任者は、サーバ等に攻撃を受け、当該攻撃が不正アクセス禁止法違反等の犯罪の可能性がある場合には、攻撃の記録を保存するとともに、警察及び関係機関との緊密な連携に努めなければならない。

(内部からの攻撃)

第87条 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び利用責任者は、職員、利用者及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの内部のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視しなければならない。

(職員、利用者及び外部委託事業者による不正アクセス)

第88条 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び利用責任者は、職員、利用者及び外部委託事業者による不正アクセスを発見した場合は、当該職員、利用者及び外部委託事業者が所属する課の情報セキュリティ管理者又は利用責任者に通知し、適切な処置を求めなければならない。

(サービス不能攻撃)

第89条 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び利用責任者は、外部からアクセスできる情報システムに対して、第三者からサービス不能攻撃を受け、利用者がサービスを利用

できなくなることを防止するため、情報システムの可用性を確保する対策を講じなければならない。

(標的型攻撃)

第90条 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び利用責任者は、情報システムにおいて、標的型攻撃による内部への侵入を防止するために、教育や自動再生無効化等の人的対策や入口対策を講じなければならない。また、内部に侵入した攻撃を早期検知して対処するために、通信をチェックする等の内部対策を講じなければならない。

## 第6節 セキュリティ情報の収集

(セキュリティホールに関する情報の収集・共有及びソフトウェアの更新等)

第91条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、セキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じ、関係者間で共有しなければならない。また、当該セキュリティホールの緊急度に応じて、ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。

(不正プログラム等のセキュリティ情報の収集・周知)

第92条 統括情報セキュリティ責任者は、不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、必要に応じ対応方法について、職員、利用者及び外部委託事業者に周知しなければならない。

## 第7章 運用

### 第1節 情報システムの監視

(情報システムの監視)

第93条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視しなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、重要なアクセスログ等を取得するサーバの正確な時刻設定及びサーバ間の時刻同期ができる措置を講じなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部と常時接続するシステムを常時監視しなければならない。

### 第2節 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認

(遵守状況の確認及び対処)

第94条 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況について確認を行い、問題を認めた場合には、速やかに最高情報統括責任者に報告しなければならない。

- 2 最高情報統括責任者は、発生した問題について、適切かつ速やかに対処しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ネットワーク及びサーバ等のシステム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について、定期的に確認を行い、問題が発生していた場合には適切かつ速やかに対処しなければならない。

(端末及び記録媒体等の利用状況調査)

第95条 最高情報統括責任者及び最高情報統括責任者が指名した者は、不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、職員、利用者及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末、記録媒体のアクセス記録、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査することができる。

(職員、利用者及び外部委託事業者の報告義務)

第96条 職員、利用者及び外部委託事業者は、情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合、直ちに統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者に報告を行わなければならない。

2 違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があるとして統括情報セキュリティ責任者が判断した場合は、緊急時対応計画に従って適切に対処しなければならない。

### 第3節 侵害時の対応

(緊急時対応について)

第97条 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティに関する事故、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産への侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

2 緊急時の対応のためには、以下の内容を定めなければならない。

- (1) 関係者の連絡先
- (2) 発生した事案に係る報告すべき事項
- (3) 発生した事案への対応措置
- (4) 再発防止措置の策定

### 第4節 システム利用団体との情報の授受等

(システム利用団体との情報システムに関する必要な情報の授受等)

第98条 情報システム管理者は、システム利用団体と情報システムに関する必要な情報を授受等する際に、その取扱いに関する事項を定め、最高情報統括責任者の許可を得て、システム利用団体と当該内容を明記した合意文書を取り交わさなければならない。

### 第5節 外部委託

(外部委託先の選定基準)

第99条 情報セキュリティ管理者は、外部委託先の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。

2 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況等を参考にして、事業者を選定しなければならない。

(契約項目)

第100条 特定個人情報等を取扱う事務の全部又は一部を外部委託する場合若しくは情報システムの運用等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて、次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。

- (1) 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
- (2) 委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定
- (3) 提供されるサービスレベルの保証
- (4) 従業員に対する教育の実施
- (5) 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
- (6) 提供された情報の複製等の禁止
- (7) 業務上知り得た情報の守秘義務
- (8) 情報の保護について委託事業者の代表者及び従業員からの誓約書提出義務
- (9) 再委託に関する制限事項の遵守
- (10) 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- (11) 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- (12) 広域連合による監査、検査
- (13) 広域連合による事故時等の公表



#### (14) 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定（損害賠償等）

##### （確認・措置等）

第101条 情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者（再委託先を含む。）において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、前条の契約に基づき措置しなければならない。また、その内容を統括情報セキュリティ責任者に報告するとともに、その重要度に応じて最高情報統括責任者に報告しなければならない。

#### 第6節 例外措置

##### （例外措置の許可）

第102条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、最高情報統括責任者の許可を得て、例外措置を取ることができる。

##### （緊急時の例外措置）

第103条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施することが不可避のときは、事後速やかに最高情報統括責任者に報告しなければならない。

##### （例外措置の申請書の管理）

第104条 最高情報統括責任者は、例外措置の申請書及び審査結果を適切に保管しなければならない。

#### 第7節 法令遵守

##### （法令遵守）

第105条 職員、利用者及び外部委託事業者は、職務の遂行において使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）
- (2) 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）
- (5) 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成十九年条例第十九号）
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）
- (7) 各システム利用団体が施行する個人情報保護条例等

#### 第8節 違反時の対応

##### （懲戒処分）

第106条 情報セキュリティポリシーに違反した職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法及び関係法令（広域連合の条例及び規則を含む。）等による懲戒処分の対象とする。

##### （違反時の対応）

第107条 職員、利用者及び外部委託事業者の情報セキュリティポリシーに違反する行動を確認した場合には、速やかに次の措置を講じなければならない。

- (1) 統括情報セキュリティ責任者が違反を確認した場合は、統括情報セキュリティ責任者は当該

職員、利用者及び外部委託事業者が所属する課の情報セキュリティ管理者に通知し、適切な措置を求めなければならない。

- (2) 情報システム管理者等が違反を確認した場合は、違反を確認した者は速やかに統括情報セキュリティ責任者及び当該職員、利用者及び外部委託事業者が所属する課の情報セキュリティ管理者又は利用責任者に通知し、適切な措置を求めなければならない。
- (3) 情報セキュリティ管理者又は利用責任者の指導によっても改善されない場合、統括情報セキュリティ責任者は、当該職員、利用者及び外部委託事業者のネットワーク又は情報システムを使用する権利を停止あるいは剥奪することができる。その後速やかに、統括情報セキュリティ責任者は、職員、利用者及び外部委託事業者の権利を停止あるいは剥奪した旨を最高情報統括責任者及び当該職員、利用者及び外部委託事業者が所属する課の情報セキュリティ管理者又は利用責任者に通知しなければならない。

## 第8章 評価・見直し

### 第1節 監査

#### (実施方法)

第108条 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ監査統括責任者を指名し、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、定期的に又は必要に応じて監査を行わせなければならない。

#### (監査を行う者の要件)

第109条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査を実施する場合には、被監査部門から独立した者に対して、監査の実施を依頼しなければならない。

- 2 監査を行う者は、監査及び情報セキュリティに関する専門知識を有する者でなければならない。

#### (監査実施計画の立案及び実施への協力)

第110条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査を行うに当たって、監査実施計画を立案し、情報セキュリティ委員会の承認を得なければならない。

- 2 被監査部門は、監査の実施に協力しなければならない。

#### (外部委託事業者に対する監査)

第111条 外部委託事業者に委託している場合、情報セキュリティ監査統括責任者は外部委託事業者から下請けとして受託している事業者も含めて、情報セキュリティポリシーの遵守について監査を定期的に又は必要に応じて行わなければならない。

#### (報告)

第112条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査結果を取りまとめ、情報セキュリティ委員会に報告する。

#### (保管)

第113条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査の実施を通して収集した監査証拠、監査報告書の作成のための監査調書を、紛失等が発生しないように適切に保管しなければならない。

#### (監査結果への対応)

第114条 最高情報統括責任者は、監査結果を踏まえ、指摘事項を所管する情報セキュリティ管理者に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。また、指摘事項を所管していない情報セキュリティ管理者に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認させなければならない。

(情報セキュリティポリシーの見直し等への活用)

第115条 情報セキュリティ委員会は、監査結果を情報セキュリティポリシーの見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

## 第2節 自己点検

(実施方法)

第116条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、所管するネットワーク及び情報システムについて、定期的に又は必要に応じ自己点検を実施しなければならない。

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ管理者と連携して、所管する部局における情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について、毎年度又は必要に応じ自己点検を行わなければならない。

(報告)

第117条 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者は、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策を取りまとめ、情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。

(自己点検結果の活用)

第118条 職員、利用者及び外部委託事業者は、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図らなければならない。

2 情報セキュリティ委員会は、この点検結果を情報セキュリティポリシーの見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

## 第3節 情報セキュリティポリシーの見直し

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第119条 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティポリシーについて情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等をふまえ、必要があると認めた場合、その見直しを行うものとする。

附 則

この対策基準は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この対策基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この対策基準は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

この対策基準は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この対策基準は、平成27年12月28日から施行する。

附 則

この対策基準は、平成28年4月1日から施行する。

図1 兵庫県後期高齢者医療広域連合 情報資産の範囲

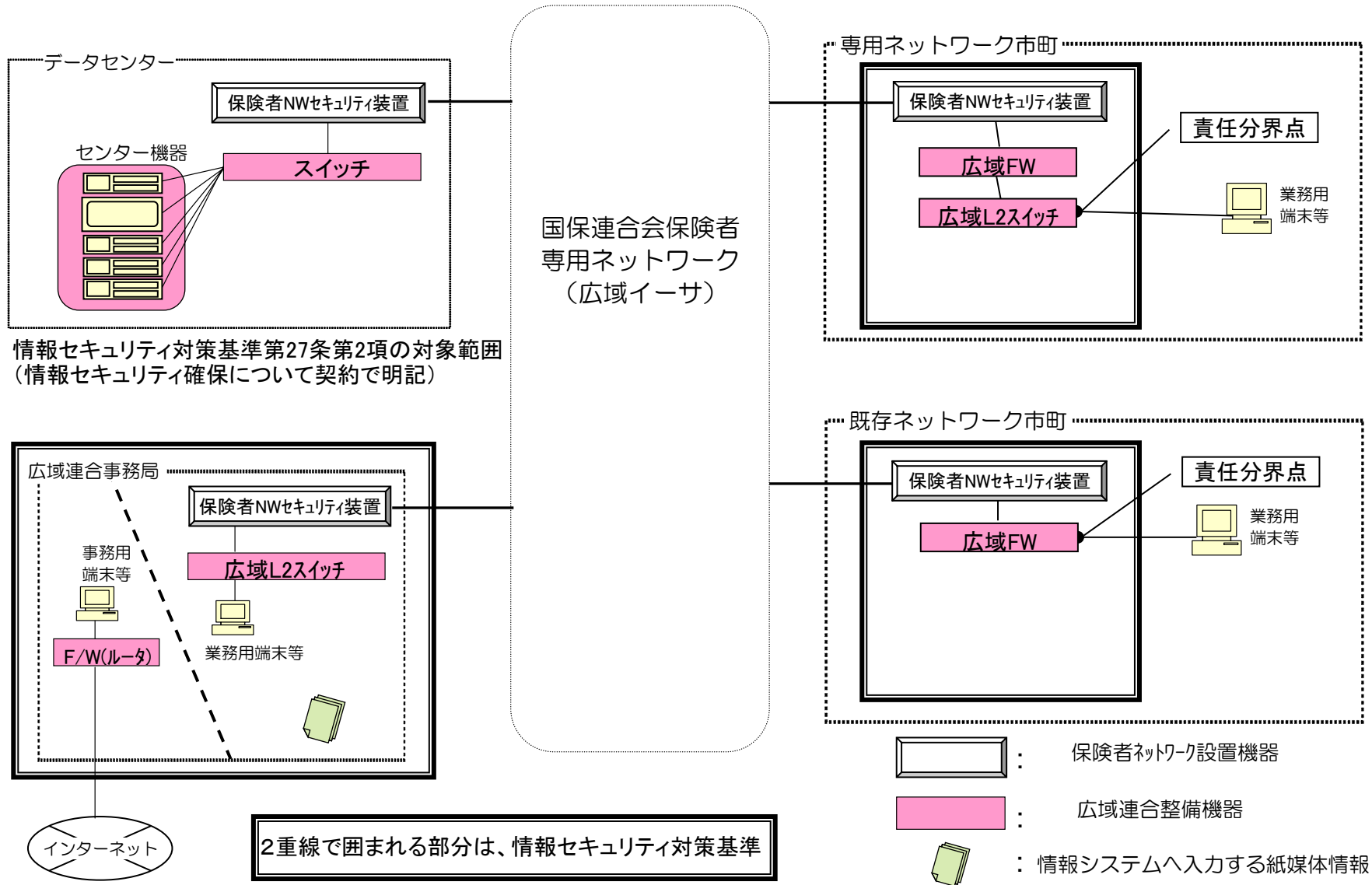


図 2

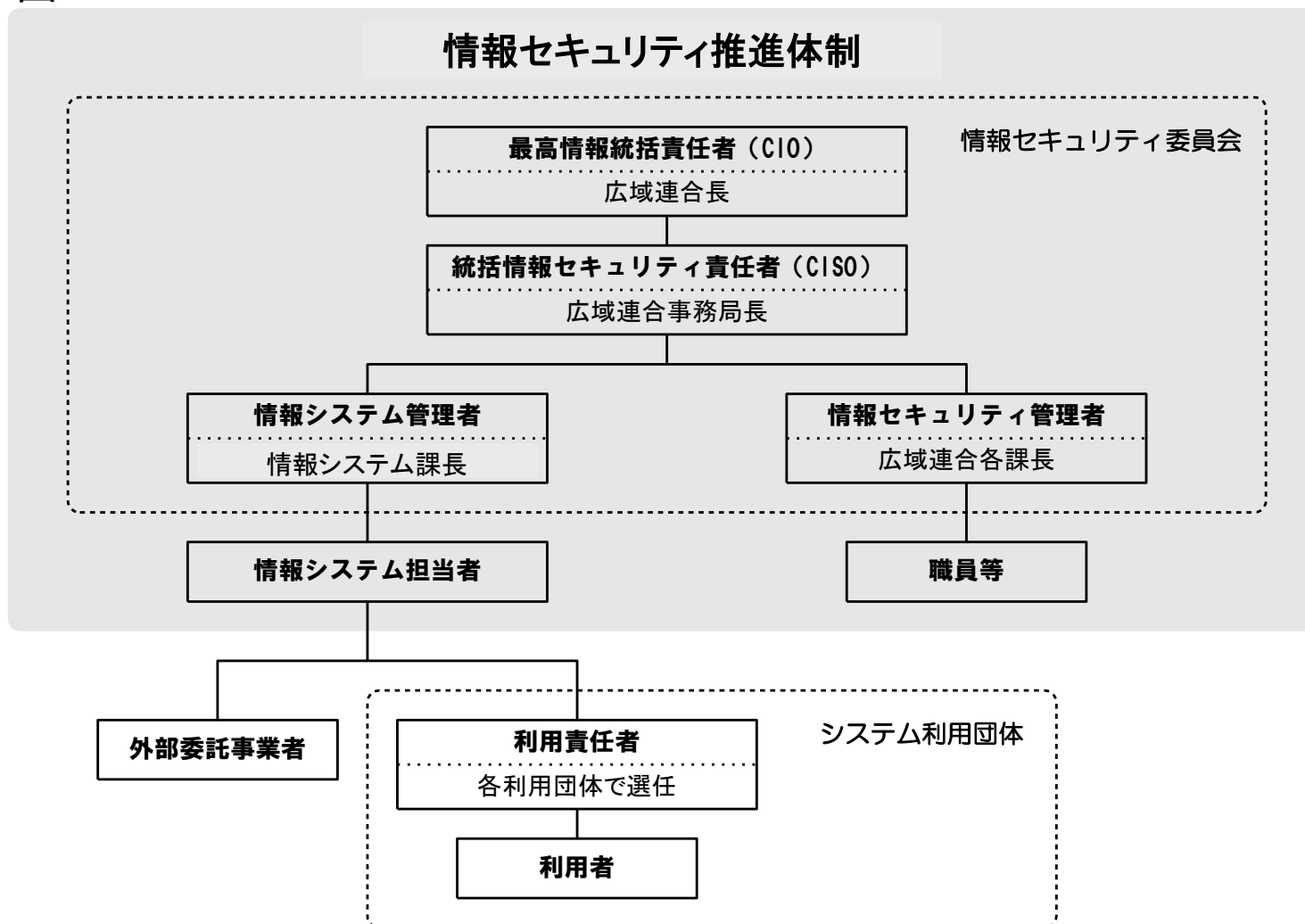
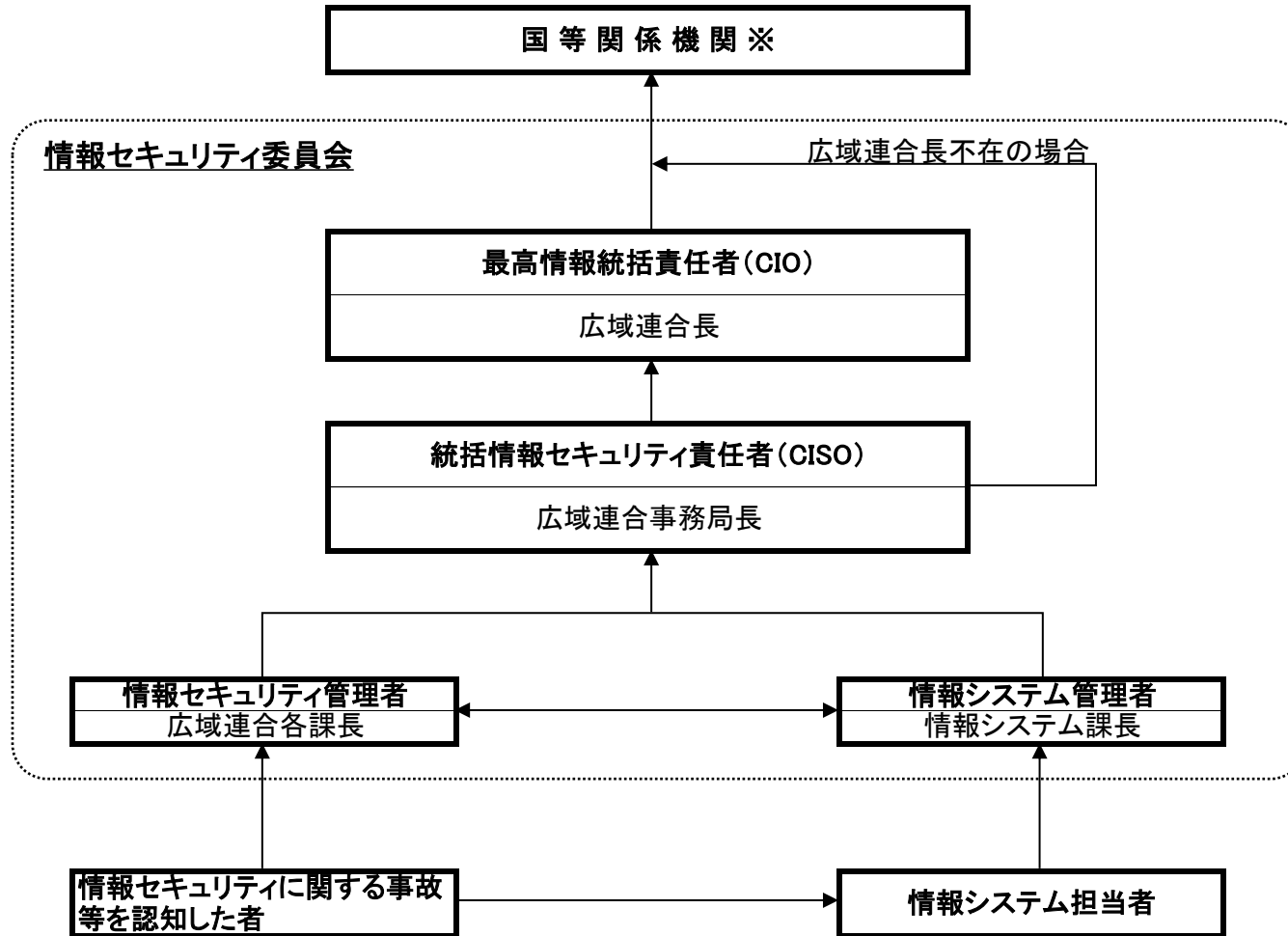


図 3  
情報セキュリティ連絡体制



※ 厚生労働省その他国の関係機関や警察等